

地名散歩

第55回 境界の両側に同じ地名がある

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

東武東上線には「ふじみ野」という駅がある。路線そのものは大正3年(1914)の開通と古いが、この駅は名前のたたずまいから想像できるように平成5年(1993)に誕生した「新顔」で、駅名は富士見市にちなむ。富士見の地名は全国に分布しているが、ここでは昭和31年(1956)に鶴瀬村と南畑村が合併して命名された富士見村がルーツである。

やがて「平成の大合併」の時代に入ると富士見市・上福岡市・大井町・三芳町の2市2町による合併が計画され、合併協議会が立ち上げられた。中心駅となる「ふじみ野」が新市名に決定したまでは良かったのだが、いろいろあって富士見市と三芳町が抜け、結局は上福岡市と大井町との2市町合併に落ち着いている。しかしその結果「ふじみ野駅」の所在地はふじみ野市ではなく富士見市という奇妙なこ

とになってしまった。

おまけに市内の町名の並び方が紛らわしい。駅の東が「富士見市ふじみ野東」で西が「富士見市ふじみ野西」、市の境界を越えた西側が「ふじみ野市ふじみ野」なのである。要するに「ふじみ野」の東側に「ふじみ野西」が位置する矛盾した配置なのだが、これは両市間のコミュニケーション不足が生んだ混乱だろう。そもそも消えるはずだった「富士見市」と、その富士見市を含んだ新生「ふじみ野市」が隣り合って共存していること自体が混乱の元であり、それ以前に地元の歴史的地名である勝瀬、亀久保などは完全に無視されてしまっている。真の有識者が関わって地名政策が行われない日本の滑稽な縮図となってしまった。

もっと古いのは小田急小田原線の相武台前駅周辺にある「相武台」。駅の所在地は座間市



陸軍士官学校の名残の地名「相武台」。相模原市と座間市の境界は線路の西側にあり、相武台は両市それぞれ一〜三丁目重複している(四丁目は座間市のみ)。1:25,000「原町田」平成19年更新



近世初頭に武蔵・相模の国境変更で2つに分かれた相原の村は、今も東京都町田市と神奈川県相模原市にまたがっており、都県境は今も「境川」に沿っている。1:25,000「八王子」平成19年更新

相武台一丁目なのだが、駅のすぐ西側に相模原市南区相武台一丁目が隣接している。駅のすぐ近くに市境が通っているために、たまたま両市内に相武台が誕生したのだろうが、どちらにも一丁目～三丁目は存在するので、きっと混乱して道に迷った人もいるに違いない。

両者の中では座間市の方が古く、昭和36年(1961)に入谷・座間・栗原の各一部から小田急の相武台前駅に近い部分を分けて相武台とした。相模原市の方は少し遅れた昭和44年(1969)で、元は新戸しんどと新磯野あらいそのの一部である。これらの町名は小田急の駅名に合わせて設定されたもので、駅名そのものは昭和16年(1941)と古い。ただし小田急が開通した昭和2年(1927)時点では座間と称し(現在の座間は新座間だった)、その後同12年に陸軍士官学校が近くに移転してきたので士官学校前と改称している。

ところが戦時体制下で「軍の施設を名乗るのは好ましくないので改称を」という全国的に行われた行政指導のため相武台前と変更された。相武台は士官学校の別名で、小田急でも「相武台駅」でどうかと陸軍当局に打診したのだが、昭和天皇が「武を相(み)る」として命名した「畏れ多い名称」という理由から当初は許可されず、「前」を付けることでようやく実現した曰わく付きの駅名なのである。ちなみに広大な学校敷地(現米軍座間キャンプ)の西側を通る相模鉄道＝現JR相模線では陸士前駅を「相武台下」と改称した。

名古屋市では主に昭和40年代に住居表示が実施され、これに伴って多数の江戸期以来の町名が消えた。代わりに広い面積を栄とか桜、丸の内(外堀の外側なのだが……)といった新町名が設定されているのだが、それらの町はあくまで広い道路を境界としたため、結果的には戦前から続く複雑な行政区の境界を無視

したことになり、ひとつの町名が複数の区にまたがるケースがいくつか発生している。

たとえば名古屋駅前を意味する「名駅」の一丁目～三丁目はすべて中村区と西区にまたがっており、しかも1つのブロックのまん中を区境が通る場合、名駅3-8-26の店が西区なのに対して、名駅3-8-22の店は中村区という具合である。ちなみに住居表示の実施以前は前者が那古野町なごの、後者が上笹島町かみさしまであった。こちらの方がはるかに理解しやすいと思うのは筆者だけではないだろう。

さて、戦後の住所変更に伴うものではなく、はるかに古い事例もある。東京都と神奈川県にまたがる相原の地名がそれで、現在ではJR横浜線相原駅の所在地が東京都町田市相原町であるのに対して、そこから境川を南へ渡ると神奈川県相模原市緑区相原一丁目となっている。相原町には町田市立、相原一丁目には相模原市立の同じ「相原小学校」が存在するなど紛らわしいのだが、近世初頭までは双方が相模国高座郡の相原村であった。しかし文禄3年(1594)の洪水を機に検地が行われた際に、従来は現在より北の尾根沿いにあった武蔵・相模の国境がこの境川に改められた(これにより境川と呼ばれるようになった)。これが相原が両国にまたがっている理由である。

多摩川の両側には同じ地名が特に目立ち、たとえば押立おしたて(押立町)という地名が府中市と稲城市、布田ふだ(上布田・下布田)が調布市と川崎市、和泉うなね(元和泉・西和泉など)が狛江市と川崎市、宇奈根、野毛(上野毛・下野毛)、等々力、丸子(上丸子・下丸子など)などがそれぞれ世田谷区と川崎市にまたがっている。こちらは時代による多摩川の流路の変遷や、対岸にある土地の開墾などに関連したもので、少し事情が異なるけれど。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員



表紙写真
「古刹巡り」

第31回写真コンクール入選
立原 英二●茨城会

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために一
第50回 地理空間情報の可視化と地籍への利活用
中日本航空株式会社 小野 貴稔
- 06 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために一
第51回 準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法
一般財団法人 衛星測位利用推進センター (SPAC) 高度利用技術部長 浅里 幸起
- 09 G空間EXPO2016のお知らせ
地理空間情報科学で未来をつくる
- 10 津地方法務局・三重県土地家屋調査士会共催
登記行政と地籍調査シンポジウム
～新しい地図をつくる！～
三重県土地家屋調査士会 副会長 古尾 圭一
- 13 第7回全国一斉不動産表示登記無料相談会開催報告
- 19 平成28年度子ども霞が関見学デー
- 21 ～筆界特定制度創設10周年～
子ども霞が関見学デーにおける
筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント
法務省民事局民事第二課
- 22 愛しき我が会、我が地元 Vol.32
秋田会/滋賀会
- 27 助成金の使い道について
(各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成)
- 30 地籍問題研究会
第16回定例研究会
- 33 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 34 会長レポート
- 36 国民年金基金から
- 38 会務日誌
- 39 土地家屋調査士新人研修開催公告
近畿ブロック協議会
- 40 GPS測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内
- 41 ちょうさし俳壇
- 42 ADR法務大臣認定
土地家屋調査士になろう！
- 45 静岡会境界シンポジウム
見えないモノが見えてくる？面白すぎる境界線の世界！
- 48 編集後記

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

前月号に引き続き、G空間社会における各分野の取組の特集です。「G空間EXPO2016」にて日調連が開催する講演・シンポジウムでは、前月号にご寄稿の安藤暁史氏による基調講演、今月号にご寄稿の小野貴稔氏及び浅里幸起氏による研究報告がございます。それでは皆様、会場でお会いしましょう。

(日本土地家屋調査士会連合会広報部)

第50回 地理空間情報の可視化と地籍への利活用

中日本航空株式会社 小野 貴稔

1. はじめに

明瞭な構造物等のない山林における土地の境界の確定にあたっては、尾根谷や林道といった地形が表現された客観的な図面が必要となる。加えて、杣道や露岩・浮石、微妙な尾根谷といった微地形が表現された図面は、自己位置の把握や境界特定の根拠資料となるなど、有用性は高い。本稿では、高密度航空レーザ測量から得られた点群の処理方法を工夫し、可視化した微地形の事例を紹介する。

2. 航空レーザ測量の仕組みと計測諸元

航空レーザ測量とは、航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、GNSS測量機、IMU（慣性計測装置）から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や地形の形状を調べる測量方法である¹⁾。

今回は、地表面付近の微地形や植生をより詳細に把握するため、ヘリコプターによる波形記録式レーザ計測システムを用いた。その諸元は以下のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| ①プラットフォーム | アエロスパシアル社製AS350B |
| ②使用機材 | SAKURA IV |
| ③対地飛行速度 | 80 km/H |
| ④対地高度 | 350 m |
| ⑤発射数 | 240,000 Hz |
| ⑥計測密度 | 16点/m ² (単コース) 50%ラップにつき、32点/m ² (2方向以上から照射) |

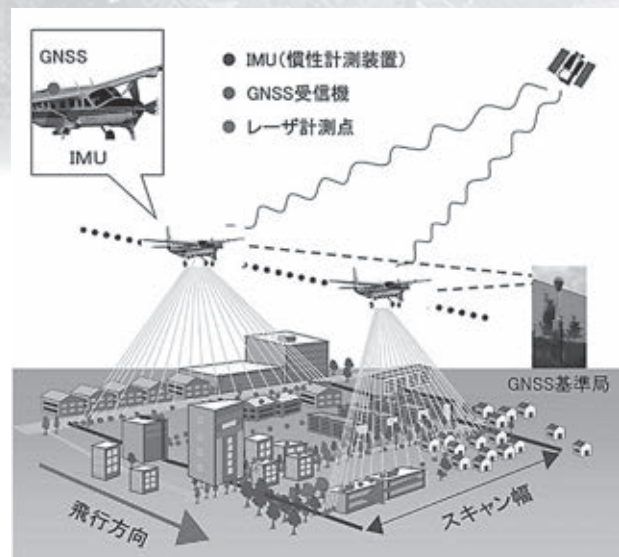


図1 航空レーザ測量の計測イメージ¹⁾

3. 点群データの可視化の考え方

通常、起伏図を作成するためにはグラウンドデータを使用するが、これだけでは現地で視認できる杣道、露岩・浮石、浅い表層崩壊の跡や流水痕などを可視化しきれない。そこで、グラウンドデータに加え、グラウンドデータから一定距離(一定高さ)の点群を再処理することにより、地表面の地物も表現する下層モデル(S-DEM)を作成した²⁾。図2はのり枠工が施工されている斜面を可視化した図面であるが、左側はグラウンドデータのみを使用した起伏図、右側はS-DEMによる起伏図である。S-DEMによる起伏図が、のり枠の形状をより詳細に表現していることが分かる。

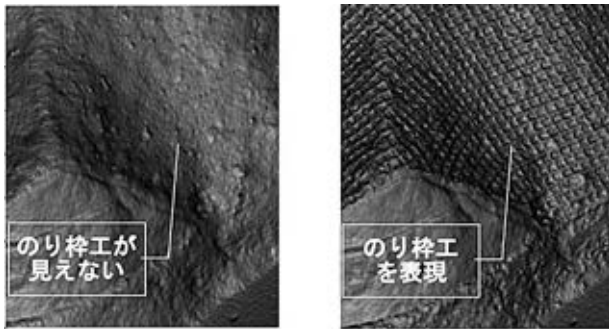


図2 のり砕工施工斜面の微地形表現の比較

4. 山林における微地形の可視化事例

S-DEM処理をした起伏図によって可視化される主な微地形等の事例を以下に列記する。

①林道・平坦地・杣道(図3)

林道は勾配が緩やかであるため、明るく幅のある陰影を呈している。この突き当たり付近に長方形の明るい陰影(幅約20m、奥行き約8m)がある。これは平坦地を示している。また、斜面側が暗い陰影で縁どられていることから、切土された平坦地であることが推察される。また、この平坦地から谷方向に、また尾根方向にも杣道が確認できる。杣道は、明るい線状の陰影を呈している。

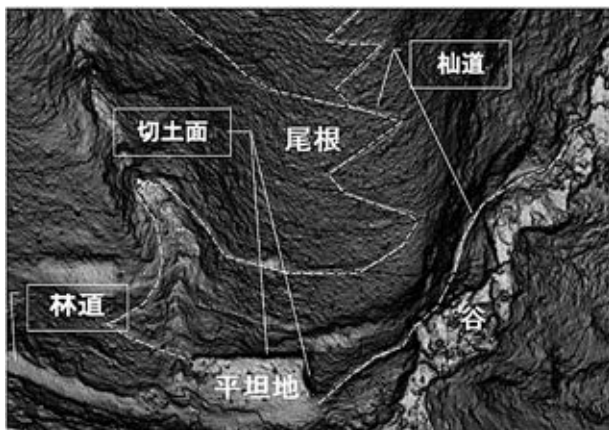


図3 林道、平坦地、杣道(尾根・谷)の陰影

②尾根・谷(図4)

尾根は周辺地盤に比べ標高が高いため、茶色系の陰影を呈している。これに尾根の両側が急勾配(例えば痩せ尾根など)であれば暗い陰影を呈し、緩勾配であればやや明るい陰影を呈する。また、谷は周辺に比べて標高が低くなるため、青色系の陰影を呈している。急勾配になれば暗い陰影を呈し、緩勾配であればやや明るい陰影を呈する。

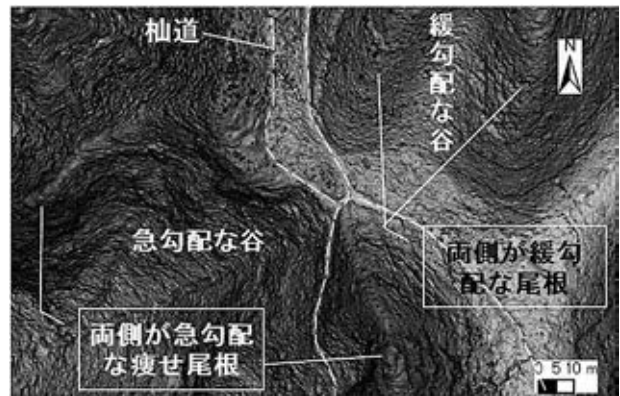



図4 尾根、谷の陰影

③浮石と基岩により形成される尾根(図5)

コンター沿いにある暗い陰影は、滑落崖や露岩、浮石であることが多い。図5では、部分的に尾根形状を呈していること等の諸条件から、基岩が露出している状況であることが推察される。

④浮石と炭焼窯跡(図5)

円形をし、内側が黒く縁取られている陰影は、炭焼窯の跡であることが多い。内側は石積みになっておりほぼ直壁であること、手前側は炭焼窯の入り口になっているため、円形の陰影が「」のように一部切れているのが特徴である。入口の左右は盛り土形状を呈し、「窯」の土台の名残を示している。図5の岩で構成される「尾根」の下方約10mに位置していることが分かる。

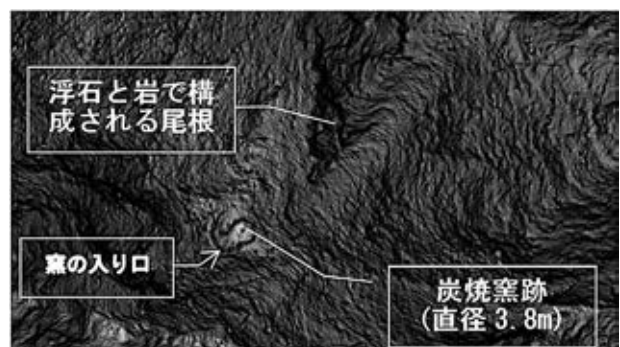


図5 露岩、尾根(浮石)、炭焼窯跡の陰影

⑤倒木(図6)

凸形状を示す線状の陰影(茶色系)は、倒木であることが多い。特に直径の大きな倒木は明瞭である。待ち針のような形状で斜面側が凹んでいる(青色)陰影は、根ごと倒れている状態を示している。

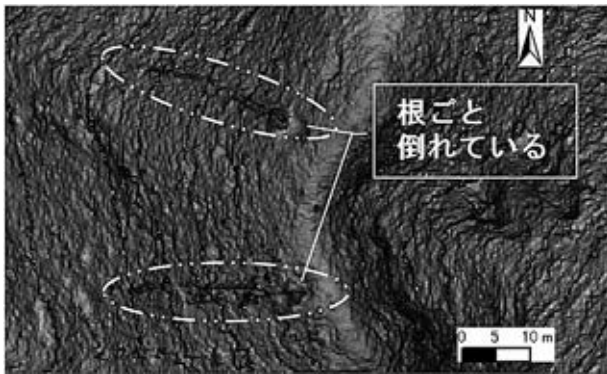


図6 倒木の陰影

⑥植生界と尾根谷(図7)

オルソフォト上でスギ林の植生界を判読し(左図)、植生界をS-DEMと重ね合わせた(右図)。一部尾根とずれているが、現地で最終的に確定することとなる。また、公図との重ね合わせも可能である。

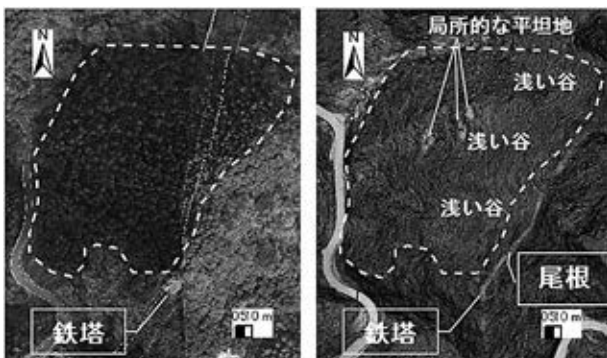


図7 オルソフォト上の植生界とS-DEMとの重ね合せ

5. おわりに

本稿では高密度航空レーザ測量成果から可視化した微地形の事例を紹介したが、これまでの公共事業による航空レーザ測量成果でも地図情報レベル2500の精度は確保されており、近年は更に高い精度で計測・蓄積されつつある。今後は、地理空間情報活用推進基本法に基づき、これら測量成果の公開が進むとともに、特に土地所有者の高齢化が著しい山林地域において、地域に精通した土地家屋調査士による地理空間情報の利活用が積極的に行われ、筆界特定制度、境界鑑定などの基礎資料として有効利用されることを期待している。

【参考文献】

- 1) 国土交通省国土地理院HP「航空レーザ測量の仕組み」
- 2) 千田・高野: 転石・岩盤斜面調査を目的とした航空レーザ測量の課題改善 平成25年度日本写真測量学会学術講演会発表論文集p85-88

事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第51回 準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法

一般財団法人 衛星測位利用推進センター (SPAC) 高度利用技術部長 浅里 幸起

2010年9月の準天頂衛星「みちびき」打上げ以降、日本土地家屋調査士会連合会におかれましては先進的な利用実証を実施され、衛星測位の利活用を推進して頂き深く感謝しております。本寄稿では準天頂衛星の利用に関する動向を報告します。

1. はじめに

現在、準天頂衛星システムの整備が進められており、来年には4機体制を構成する全ての衛星群が打ち上がり、2018年度から実用サービスが開始される予定である。また、衛星測位分野の国際標準の整備も着実に進み、技術情報が浸透して各種利用分野に適用されるようになってきた。

本寄稿では、最新の国際標準に基づきながら、準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法の利用促進に資するため、衛星測位の立場で議論・検討されている内容を報告する。

2. センチメートル級測位のISO規格

国際標準化機構 (ISO) において、センチメートル級測位の規格「ISO18197」^[1]が長年の国際審議を経て2015年に制定された。これによって、補強衛星を用いた搬送波測位の一般的な国際標準が確立した。図1に示すとおりである。



図1 センチメートル級測位のISO規格

この標準は、準天頂衛星「みちびき」打上げに伴ってSPACが2010年度に開発し100社を越える団体が利用した利用実証用センチメートル級測位補強システム (CMAS) を原形としている。そして、豊富な実績に基づく日本からの提案によって、ISOが採択したものである。

3. ISO規格が掲げるシステム構成

「ISO 18197」規格に掲げられているセンチメートル級測位の典型的なシステム構成は、図2に示すとおりである。

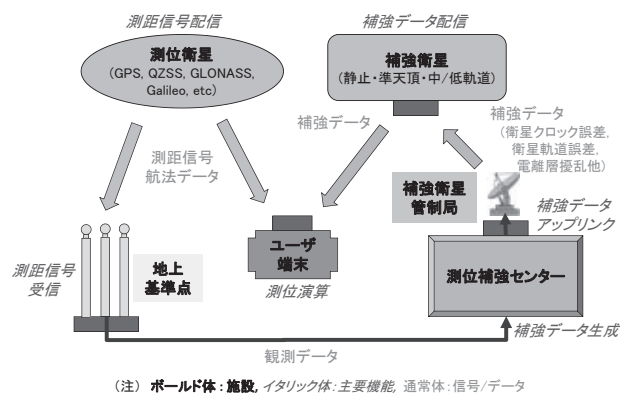


図2 センチメートル級測位のシステム構成

この図に示すように、測位衛星からの測距信号を地上基準点およびユーザー端末で受信し、地上基準点の観測データから測位補強センターで補強データを生成し、管制局から補強衛星にアップリンクしてユーザー端末に放送し位置を求める仕組みである。

準天頂衛星システムのセンチメートル級測位補強サービスは、世界で最初にこの構成に適合したシステムである。

標準的な補強データは、次の6つの誤差要因：

- ①衛星クロック誤差
- ②衛星軌道誤差

- ③衛星コードバイアス
- ④衛星位相バイアス
- ⑤電離層擾乱
- ⑥対流圏擾乱

に対応する補正情報等から成っている。

規格には6種類の補正情報を元に与点における擬似距離と搬送波位相を数値計算で求めて変換できるという内容が規定されている。

4. ISO規格が示す衛星測位の形態 I

この標準に示されているように衛星測位では「測位衛星」と「地上基準点」は不可欠の要素である。そして、それらの中で距離測定(測距)を行ってユーザの位置を正確に計算できるようにするのが、その測距のトポロジーは図3の形態 I のように描ける。この形態は、多数の基準局をネットワーク化するためネットワーク型衛星測位と呼ぶことができる。

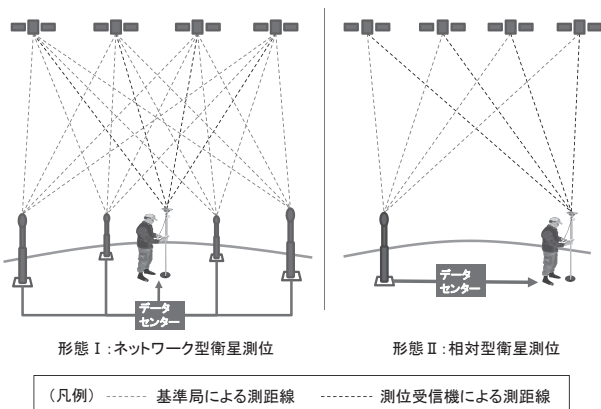


図3 衛星測位における測距のトポロジー

図から分かることは、形態 I は単点で観測する原理に他ならないということである。これは地上基準点が形成する測地系において、特定の基準局に依拠するのではなく単点の位置を測ることができる形態である。

ネットワーク型RTK測位は、この形態 I で作動している。しかし、これまでの一般的な説明では次に示す形態 II の形をとっているように受け止められているのではないだろうか。

5. 相対型衛星測位による形態 II

ここでいう相対型衛星測位は、RTK法のように特定の基準局に基づくもので、図3の形態 II に相当

する。RTK法は、よく知られているように、基準局の位置と観測データを移動局で利用することにより、移動局の正確な位置を求めるものである。

また、ネットワーク型RTK法で用いられる仮想点方式と面補正方式は、一般的に図4に示すように説明されることが多い。これは即ち形態 II として表現していることに他ならない。つまり、仮想点方式では仮想点を作って補正データ等を送信し、面補正方式では最寄りの基準局からの面補正パラメータが配信されるという形である。

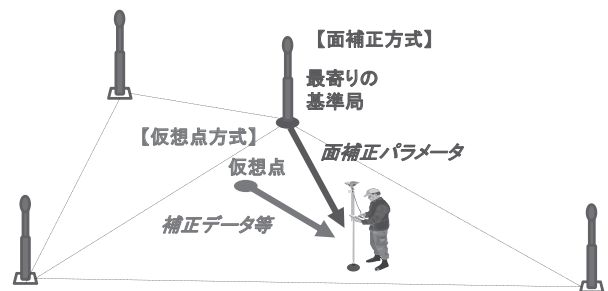


図4 一般的な仮想点方式と面補正方式の説明

そして実際にユーザから見えるデータ出力もこのようになっている。しかし、これらは補正情報配信施設や測位受信機の内部で数値計算によって、ユーザから見える出力をそのように表現したにすぎない。3項に記したようにISO18197では変換計算が可能なが示されている。実際のシステムは図3の形態 I のように構成され作動しているのである。

実際は形態 I で作動しているものを、なぜ形態 II のように表現しているかと言えば、従来の考え方に合わせる事が大きな理由の一つである。言い換えると、ネットワーク型RTK測位は衛星測位の立場から見ると、本来的にはネットワーク型衛星測位の単点観測なのであるが、利用分野における従来規則に整合させるために、相対型衛星測位の方法でユーザとのインターフェースが作られているということができるのではないだろうか。

近年、国際標準が整備され技術内容は広く共有されて透明化が進んでいる。システムの全体像に関する情報が共有されて、衛星測位本来の特長が広く認識されてきた。

単点観測法は、それらの技術情報によってその有効性が裏づけされる側面があり、衛星測位本来の特性を引き出す非常に自然な方法であって、一つの技術を実産業に適用する方法として優れたものだと考えられる。

6. 単点観測法とその利用促進

単点観測法は、地籍調査作業規程準則^[2]の第70条に定められた測量方法で、「ネットワーク型RTK法による単点観測法マニュアル」が制定され、改訂版Ver.2.1^[3]を利用することができる。

このマニュアルの1項(1)には、現状従来の測量手法と比較して単点観測法が十分利活用されていない理由の一つとして「単点観測法の測量精度に対する不安(トータルステーション方式ほどの測量精度が確保できないという懸念)」があるためと記載されている。

5項に述べたように、実際の動作を十分に反映しているとは言いつらい説明モデルが流布している現状にあっては、何が原因でこのような懸念が生じるか、あるいは精度が懸念された時に何が発生している可能性があるのかを論ずる時には、多少の壁となってしまうと感ずることがある。それを乗り越えるには、国際標準で透明化されている実際のシステムの動作を把握・共有し、品質確保のためどこに着目すべきかを明確にする必要があると考えられる。

現代の社会基盤システムは、単体製品ではなくシステム・オブ・システムズと呼ばれる複数システムの集合体として機能している。衛星測位システムの場合も、GPSやQZSSなど各国の測位衛星、電子基準点、配信事業者の測位補強センター、配信用の通信回線等から成り立っている。

このシステム・オブ・システムズについて各部分が適切に管理されるならば、ユーザの立場に立った位置の品質管理が可能になるのではないだろうか。

7. 準天頂衛星システムの活用

現在構築が進む準天頂衛星システムは、以下のような特長を備えており、単点観測法を始めとするGNSS測量の利用促進に貢献できる可能性をもっていると考えられる。

- ・準天頂衛星システムでは、国内のサービス・プロセスが公共的に管理される。また、詳細なユーザインタフェース仕様書^[4]が公開されており、高い透明性がある。
- ・準天頂衛星システムのセンチメートル級測位補強サービスは、ネットワーク型RTK法と精密単独測位(PPP)の両方の性質を備えたRTK-PPPと呼ばれる測位方式である。この方式は、ネッ

トワーク型RTK法の性質を継承しており、従来方法と同じように利用できると共に、更なる発展も期待できるものである。

当該サービスは、これまで開発・検証された衛星測位の長所を集め、RTK品質の測位が日本全国で隈なく利用できることを目指して採用されたものである。国の計画した仕様に基づき測位補強サービスが提供されることで信頼性の高いシステムが構築されている。

8. おわりに

準天頂衛星を用いた単点観測法は、今後の有望な測位方法として期待できる。そして、これは利用者からの適切な要求・助言によって実務の中で成熟していくものと思われる。

そのため、数々の先進的な利用実証を進められて来られた日本土地家屋調査士会連合会の皆様と一層連携していきたいと考えている。今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げる次第である。

〈略語説明〉

- CMAS : Centimeter-class Augmentation System
- GNSS : Global Navigation Satellite System
- GPS : Global Positioning System (U.S.A.)
- PPP : Precise Point Positioning
- QZSS : Quasi-Zenith Satellite System (Japan)
- RTK : Real-Time Kinematic positioning

〈参考文献〉

- [1] ISO 18197, Space Systems - Space based services requirements for centimetre class positioning, May 2015, International Organization for Standardization (ISO).
- [2] 地籍調査作業規程準則, 昭和32年10月24日総理府令71号, 最終改正: 平成28年4月12日国土交通省令第42号, 国土交通省.
- [3] ネットワーク型RTK法による単点観測マニュアル-改訂版-Ver.2.1, 平成28年6月, 国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課.
- [4] IS-QZSS-L6-001, Quasi-Zenith Satellite System Interface Specification Centimeter Level Augmentation Service (CLAS), Draft Edition, July 2016, Cabinet Office, Government of Japan.

G空間EXPO2016のお知らせ

地理空間情報科学で未来をつくる



「G空間EXPO2016」(主催：G空間EXPO2016運営協議会)が、2016年11月24日(木)から26日(土)までの3日間、日本科学未来館(東京・お台場)で開催されます。

国をはじめとして産・学・官が連携して開催する「G空間EXPO」は、地理空間情報に関連する産業界、学会、国・地方公共団体だけでなく、児童生徒から社会人まで幅広く一般市民を対象として、「G空間社会」を知ってもらうためのイベントです。

日本土地家屋調査士会連合会では、11月25日(金)午前10時30分から講演・シンポジウムの開催を予定しています。

| | |
|---|---|
| <p>テーマ 「地籍の未来～社会問題の解決は地籍にある～」</p> <p>日時 平成28年11月25日(金) 午前10時30分～午後4時</p> <p>場所 日本科学未来館 7F 会議室2 東京都江東区青海2-3-6</p> <p>参加費 無料</p> <p>定員 約160名(申込み不要、入退場自由)</p> <p>プログラム</p> <p>1 研究報告(テーマはいずれも仮テーマです) 「準天頂衛星システムの特長を活かす単点観測法」 浅里幸起氏(SPAC高度利用技術部長) 「LEX補正実証実験報告」 今瀬 勉(日調連研究所研究員) 「地籍の進化」 藤井十章(日調連理事) 「空間情報の計測・可視化技術と地籍」</p> | <p>小野貴稔氏(中日本航空株式会社 調査測量事業本部)</p> <p>2 基調講演 「UAVの作業規定と国土地理院の取り組みについて」 安藤暁史氏(国土交通省国土地理院 企画部測量指導課長)</p> <p>3 パネルディスカッション 「地籍の未来～地籍情報の充実と社会問題～」 パネリスト 安藤暁史氏(国土交通省国土地理院 企画部測量指導課長) 柳川重信氏(株式会社GIS関西 技術顧問) 柳澤尚幸(土地家屋調査士・日調連理事) 他1名予定</p> <p>コーディネーター 小野伸秋(土地家屋調査士・日調連常任理事)</p> |
|---|---|

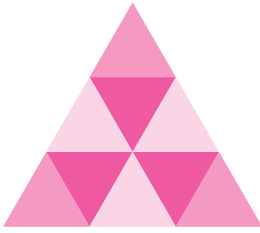
アクセスマップ

電車でのアクセス

- 新交通ゆりかもめ(新橋駅～豊洲駅)
「船の科学館駅」下車、徒歩約5分
- 「テレコムセンター駅」下車、徒歩約4分
- 東京臨海高速鉄道りんかい線(新木場駅～大崎駅)
「東京テレポート駅」下車、徒歩約15分



みなさまのご来場をお待ちしています



津地方法務局・三重県土地家屋調査士会共催

登記行政と地籍調査シンポジウム ～新しい地図をつくる！～

三重県土地家屋調査士会 副会長 古尾 圭一

日時：平成28年7月24日(日) 13:00～16:00
場所：三重県人権センター多目的ホール(津市)

地籍調査の進捗率の低い三重県においては、特に地籍調査事業の普及・促進をさせていくことが不動産登記法第14条地図の整備を進めていく上で重要なことであると考え、今回のシンポジウムを津地方法務局との共催という形で開催した。

登記所に備え付ける地図については、例えば、地図と登記情報の連携等、時代の要請に応じた利活用を考えていく必要がある。そのためには、基盤となる不動産登記法第14条地図の整備を進めていかなければならない。三重県津市内で登記所備付地図作成作業が今後10か年計画で進んでいくことと、それに合わせる形で津市においても地籍調査事業を進めていくことから、事業を円滑に進めるために、まずは地図の重要性について、地域の理解が必要と考え、「登記行政と地籍調査シンポジウム～新しい地図をつくる！～」というテーマで、今回開催を企画した。

参加者は三重県津市内の沿岸部自治会役員を中心に、一般139名、法務局職員19名、土地家屋調査士32名に来賓を合わせて195名であった(会場は約200名の収容人員)。

開演の後、津地方法務局加藤武志局長と三重県土地家屋調査士会神戸照男会長が主催者挨拶を行い、来賓としてお越しいただいた三重県国土調査推進協議会の委員長でもある岡本栄伊賀市長にも来賓挨拶をしていただいた。



開演前の会場風景

基調講演は、講師として三重大学大学院准教授でもあり地域圏防災・減災研究センターの副センター長でもある浅野聡氏をお招きし、「地図と都市計画・まちづくり」を演題としてご講演いただいた。

まずは、普段あまり意識せずに使用している地図が日常生活にとって必要不可欠なものであるということの再認識と、地図がなければ都市計画やまちづくりができないことから、古代から様々な知恵をしぼって測量がなされてきたことを、古代ローマ人が行った都市計画づくりを例に説明された。例えば、「グローマ」という測量器を使って、全ての道路が直交す



津地方法務局 加藤武志局長



三重県土地家屋調査士会 神戸照男会長



岡本栄 伊賀市長



三重大学大学院准教授 浅野聡氏

るように区画したことや、「コロバース」という水準器を使って、遠い水源地から都市までの水道を建設するための測量を行ったことなど。ちなみに「グローマ」とは、高さ120cm程度の棒の上に十字棒が水平におかれたもので、十字棒の四隅には下げ振りが付けられており、その糸を中央の棒と平行になるようにすることで、地面との直交を確認する道具であり、「コロバース」も下げ振りと水を利用した道具であった。

次に、日本の近世城下町の都市計画においても測量と地図づくりが行われていたことを、当時の方位の測定方法(磁石が西欧からもたらされる以前のため、太陽の影を利用して北の方位を獲得する方法)、距離の測定方法(間竿や水縄を利用する方法)から、江戸のまちが京都(平安京)をモデルに都市計画がなされたことと、そのために、「四神相応」の思想である「北・玄武(山)、東・青竜(川)、南・朱雀(海)、西・白虎(道)」をそれぞれ、麴町台地から望む富士山、隅田川、江戸湊(東京湾)、東海道にみたくて都市計画(地形を考慮して南北軸を112度ほど東北東に振った)を行ったことなどの紹介があった。

余談ではあるが、NHK「ブラタモリ」(#41 お伊勢参り)に出演されたが、伊勢の都市計画についての部分は編集でカットされてしまったことや、タモリさんは台本を読んでいないことから、案内人役は非常に大変などと苦労話をされた。

後半は世界的に有名な「近代都市計画」や建築物等を紹介し、現在の縮減時代(人口減少・高齢社会)によるコンパクトなまちづくりへ、未来の都市計画・まちづくりをしていく必要があることと、そのために地図づくりが欠かせないにも関わらず、三重県の地籍調査が遅れていることから、更なる推進を

願って講演を締められた。

休憩を挟んで、後半は「都市計画・災害復興における地籍調査の重要性」をテーマに下記のメンバーによるパネルディスカッションを3つの論点から行った。

コーディネーター：津地方法務局次長 松山芳和氏
コメンテーター：

国立大学法人三重大学大学院准教授 浅野 聡氏
パネリスト：

三重県 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
課長 岡崎賢一氏

津市 建設部建設政策課調査担当副参事

後藤 誠氏

地籍アドバイザー(名張市都市整備部用地対策課
地籍係長)

荻田匡嗣氏

津地方法務局不動産登記部門首席登記官

林 康雄氏

津地方法務局不動産登記部門総括表示登記専門官

片岡則之氏

三重県土地家屋調査士会 副会長 古尾圭一

論点1

地籍調査の現状、地籍調査が進まない原因について

1 三重県における地籍調査の実情について

県内調査対象面積のうち林地(山林)の占める割合が65%と多いのも進捗率が進まない原因の一つでもある。また、予算の確保や外部委託の検討等を行っている。



パネルディスカッションの様子

2 津市の具体的取組等について

沿岸部の市街地を中心に地籍調査の「重点整備区域」を設定し、事業を推進させていきたいと考えている。そのために、「津市地籍調査推進協議会」を設立し、活発な意見交換を実施している。

3 法務局における地籍調査の実務

より広範囲での不動産登記法第14条第1項地図の整備のために、地籍調査との連携が必要であり、地元説明会等にも出席し、積極的な協力を考えている。

4 立会作業における問題点等

不在地主や所有者不明土地により、立会作業において苦慮する点等

論点2

防災・減災の観点からの地籍調査の必要性

1 地籍調査の実務

地籍調査アドバイザーの資格とは、行政の立場の人間だけではなく、土地家屋調査士等専門的な知識を有する方々が登録して、派遣された市町村でそれぞれの立場で助言を行っている。また、地籍調査を実施していたことにより、土砂災害で行方不明になった方の所在地の緯度経度から探して救助活動をしたこともあり、財産だけではなく命も救える可能性のある事業である。

2 防災・減災の観点からの地籍調査

- ・三重県の被害予測
- ・津市の整備対策
- ・専門家から見た復興事業
- ・法務局の復興事業
- ・核貯蔵施設における用地買収の遅延等の問題点

論点3

都市計画と災害復興のまちづくりについて

- 1 地籍調査について国土交通省の考え方等
- 2 都市計画(空き家対策等)の法務局の取組
- 3 地籍調査の新たな手法
- 4 日常時の都市計画と災害復興のまちづくりについて

最後に基調講演をされた浅野先生から、「都市計画」には日本の個性(イエス・ノーよりも調和、コミュニティを保つ文化、多神教)が表れている。例えば、境界をあいまいにしてきたことも、島国である日本の文化であり、それにより柔軟な増改築がなされてきたという側面もある。しかし、後世のために境界をはっきりしておくのも、私たちの世代では考える必要があるのではないか。江戸時代からなされてきた「の」の字の都市計画も次の世代を考えて行ってきた。我々も次世代のために、よい都市計画をするために、地籍調査を推進し地図を整備することで、まちづくりがやりやすくなると思われるので、是非、皆様のご協力をお願いします。というコメントを頂き、シンポジウムを閉会した。

第7回全国一斉不動産表示登記無料相談会 開催報告

平成23年度に「土地家屋調査士の日」が制定されたことを受け、平成25年度以降は「土地家屋調査士の日」を中心に全国一斉不動産表示登記無料相談会が各土地家屋調査士会主催により開催されております。

「土地家屋調査士の日」制定の趣旨は、土地家屋調査士制度が誕生した土地家屋調査士法制定公布(昭和25年)の日である7月31日を記念日とすることにより、土地家屋調査士会員の各々がその社会的使命を再認識するとともに、制度の役割を市民の皆様にPRする機会とするためのものです。

日本土地家屋調査士会連合会では、全国の相談会開催状況をウェブサイトで公開し、また、土地家屋調査士の日とのPRと同相談会のお知らせを兼ねたラジオCMを制作、TBSラジオ及び系列放送局(全国33局ネット)、文化放送及び系列放送局(全国34局ネット)で放送しました。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

関東ブロック協議会

全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)が「土地家屋調査士の日」の7月31日を中心に全国各地で開催されました。その中で関東ブロック協議会からは、長野会の取組を紹介したいと思います。

長野会では、従来の会場を設置しての相談会ではなく、各会員の事務所を相談会場として7月19日から8月5日までの平日14日間

で相談を受け付けるという形式で行いました。この形式は一昨年頃から開催しており、今回で三度目となります。もともと長野会では、農業従事者も多く、農繁期は避けた時期にしてほしいとの要望もあり、毎年11月から2月までの間に各支部単位で無料相談会を行っていましたが、年に二度の開催になると経費負担や相談会場の確保の問題等があることから、各会員の事務所を相談会場にしました。その結果、予算の削減や相談会場を会員数分設けることができ、より多くの方が利用することができた相談会になりました。

また削減された予算を外報広報に利用し、7月13日から一定期間、地元ラジオ局で無料相談会開催CMを1日数回全県下一斉に放送

しました。その中で、毎年1回ラジオ生放送でインタビュー形式により土地家屋調査士のPR活動も行っています。長野県は土地家屋調査士制度発祥の地であるので、そのことを含めて土地家屋調査士を知ってもらうとても良い機会でありました。

相談会による相談があった場合は、相談票に記入の上、本会へ報告する方式をとっていますが、昨年は9件の報告があったそうです。本年はまだ集計が上がっていませんが、無料相談会は連合会が行う広報活動の一環でもありますので、この活動によってより多くの方に土地家屋調査士を知ってもらうことが大切だと思います。

なかなか一般の方が土地家屋調査士事務所に出向いて気軽に相談できる雰囲気ではないため、このような各会員の事務所を相談会場にすることによって、オープンで親しみやすい環境をつくり、より多くの方に土地家屋調査士のことを知ってもらうための良い機会だと思いました。ラジオCMも反響が大きかったと聞いていますの

全国一斉 不動産表示登記 無料相談会 第7回

2016年7月19日～8月5日【平日10時～16時】

お近くの土地家屋調査士事務所 長野県土地家屋調査士会

026-232-4506

長野会無料相談会広報用チラシ



で、今後の継続した活動に期待しています。

広報員 久保智則(長野会)

近畿ブロック協議会

全国一斉不動産表示登記無料相談会(以下「無料相談会」という。)当日、所属会であります京都会の会場担当であったため、京都会を取材させていただきました。今年度の取組として、全10支部において、7月31日(日)に無料相談会を開催いたしました。

1. 事前広報

地元新聞への告知広告、毎月出演しているFMラジオでの告知案内、地元広報紙への掲載、地元有線放送による告知案内、会ホームページ、法務局、市区町村へのチラシ配布等にて事前告知を行った上で開催しております。費用がかかる広報もありますが、お金がかからない広報も織り交ぜながら、多方向による事前広報を行いました。

2. 近畿ブロック協議会(以下「近ブロ会」という。)に各会の無料相談会の開催日時及び開催場所については、下記のとおりです。

- ・大阪会：7月31日(日) 10時から16時 大阪土地家屋調査士会館
- ・京都会：7月31日(日) 10時から16時
 - 1) ゼスト御池(寺町広場)(法務局職員1名派遣有り)
 - 2) 京都市文化会館(法務局職員1名派遣有り)



- 3) ウッディー京北
 - 4) 京都市醍醐交流会館
 - 5) 長岡京市中央生涯学習センター 4階学習室2
 - 6) 京田辺市商工会館
 - 7) 舞鶴市中総合会館402会議室
 - 8) 市民交流プラザふくちやま 会議室3-1
 - 9) ガレリア亀岡
 - 10) 峰山総合福祉センター
- ・兵庫会：7月31日(日) 10時から17時 兵庫県土地家屋調査士会館
 - ・奈良会：7月30日(土) 10時から17時 奈良県土地家屋調査士会館
 - ・滋賀会：7月31日(日) 10時から17時 イオンモール草津
 - ・和歌山会：7月31日(日) 10時から15時 和歌山県土地家屋調査士会館

3. 相談件数

京都会：33件

4. 取材者感想

京都会では、前述のとおり全10支部にて無料相談会を実施し

ましたが、中には、地下街の仕切りの無い会場があったため、通行人から相談者が見えないようにパーテーションを使用し、プライバシーに配慮した上で実施しました。事前広報につきましては、ありとあらゆる方面から告知を行いました。地域性を考慮し、その地域での有効な広報が何かを地元の会員に相談した上で、事前広報を行うことが必要だと感じました。また、相談者の中には、土地の価格を知りたい、相続が発生したので、相続登記はどうしたらいいのか?家屋の修繕を巡って探めている等、専門分野外の相談が多数寄せられ、各土業の連絡先を伝える等の対応をしました。まだまだ、土地家屋調査士の仕事の内容が十分に理解されていないことを痛感した次第です。

今回で7回目を迎えた無料相談会ですが、色々な場所にて相談会を行うことによって、土地家屋調査士という資格があることや、どんな仕事をしているか等の広報を行う必要性があること、また、そうすることにより本当に土地家屋調査士を必要としている方に声が届くのではないかと思います。

広報員 上茶谷拓平(京都会)

中部ブロック協議会

三重会は、会館を5年前に新築、移転後はずっとこの会館で『法務局職員と土地家屋調査士が不動産に関するご相談にお応えします!』と全国一斉無料相談会を開催しています。会場は相談者には行きやすい市街地とするのが親切

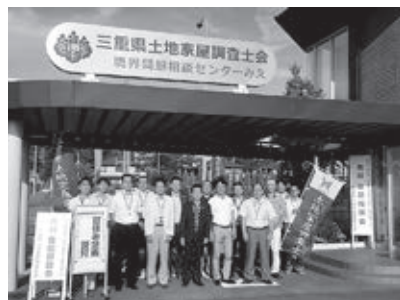
ではありますが、中勢バイパス(国道23号線)沿いの高台住宅地にあるアール屋根のあのポツンと一つ目立つ建物は何なのか、土地家屋調査士会館がここにあることを知ってもらおうとの思いがあるからです。会館前には大きな掲示板。内部は会議室、ADR調停室、控室2室を設け、相談やイベント等にも対応できる機能が備えてあります。つまりは地域の方々に、このような困りごとがあるときは、ここに来れば、土地家屋調査士に相談すれば良いということを知ってもらう機会と捉えて、土地家屋調査士の日の広報に力を入れています。

広報部はその熱い思いを引き継ぎ、毎年、広報手段に創意工夫し臨んでいます。今年は津市自治会回覧板に6,500枚のチラシを挟み、津市広報誌掲載、津地方法務局・支局・出張所ほか会員協力によるポスター掲示、ホームページ掲載、中日新聞折込チラシ12,000枚、7/24に法務局・三重会共催のシンポジウムがあり、その資料の中にチラシを同封。そのシンポジウムと相談会の開催案内を、広報部員と法務局職員が各新聞社へ出向いて挨拶。さらに、新たな取組として、土地家屋調査士による、親子で楽しめる「夏休み企画」を同時開催しました。その案内は相談会チラシとの両面刷りで作製(写真ご参照)。相談予約、問合せ等も回を重ね増えていて、継続していくことが形になっていくことを実感しています。

当日の相談件数は26組。新聞3紙が開催告知掲載(1紙は2回)、当日取材の1紙は後日その様子を



三重会夏休み企画



無料相談会

写真入りで掲載もしてくれました。

夏休み企画の算数教室は後半に行くにつれて盛り上がり、似顔絵には満面の笑み、マジックは子供も大人も大興奮。まるで画廊のように階段から2階廊下へと並べられた「じめんのボタンのナゾ」には親子が楽しげに話しながら階段が上がってくる、その質問に丁寧に応対する会員。地域に根ざし、市民のより近くで、信頼され活躍する土地家屋調査士であり続けるという三重会の姿勢がそこにありました。

広報部次長 上杉和子(三重会)

中国ブロック協議会

平成28年7月31日の日曜日、『全国一斉不動産表示登記無料相談会』が山口県土地家屋調査士会の会館で10時から17時まで開催され、相談員として、山口地方法務局登記部門表示登記専門官の古谷様、山口県土地家屋調査士会からは私と広報部の周原常任理事、永瀬理事の計4名が対応いたしました。

この相談会は全国の土地家屋調査士会が一斉に行う相談会で、今回で7回目の開催となります。各県での相談者に偏りがあるようで、多くの相談者が訪れる会場もあるようですが、当会の会場には残念ながら1組の相談者しか来られませんでした。相談者がいないということは、境界問題や登記手続きで困っている方がいないとも考えられますが、広報の方法に問題があるのかも知れませんが、次回以降は広報の方法も検討しなければいけないと感じました。

相談者の話では、どこに何の相談に行けば良いか分からず困っていたとのことでした。山口会では、各支部で定期的に無料相談会を開催しておりますが、もっと市民の方々に相談会を開催していることを告知し、少しでも多くの市民の皆様に、土地家屋調査士の仕事を



左から周原部長、永瀬理事



相談風景

知ってもらい、市民の皆様役に立っている職業ということをアピールしなければと思いました。

今回の相談会には法務局の職員、古谷様も参加されましたので、相談者のいない時間に様々な登記処理の方法等の話もでき、有意義な時間を過ごすことができました。

現在、山口県内では地図作成作業が2か所で実施されており、周南市で2年目の立会業務、長門市では1年目の調査業務が行われようとしております。地図作成を行うには土地家屋調査士と法務局の職員の方々との意思の疎通も大事だと思いますので、今後も相談会等を合同開催し、良い関係が築けていけたらと考えます。

最後になりましたが、休日にも関わらず、協力してくださった山口地方法務局様に感謝をいたしまして、相談会の報告とさせていただきます。

広報員 清水浩二(山口会)



左から古谷様、永瀬理事

九州ブロック協議会

九州ブロックでは、7月31日を中心に「全国一斉不動産表示登記無料相談会」が41会場で開催されました。今回は、熊本会で7月30日・31日に開催された相談会の様子を取材しました。

死者98名、重軽傷者2,353名、家屋の全壊8,151棟、半壊・一部破損を含めると166,000棟^(※1)に及ぶ甚大な被害が発生した平成28年熊本地震から100日余りが経過しましたが、熊本市内では、いまだブルーシートで屋根が覆われている、また「応急危険度判定」が張られた建物が多く目に留まります。

相談の中には、熊本地震を起因とする内容がありました。

- ・地震の影響で自宅の建替えを計画している。隣地との境界が分からないので測量したい。測量費は、自己負担なのか。ニュースで基準点が動いたと聞いているが、従来の測量方法と変わるのか。
- ・アパートが半壊してしまい、解体を予定している。土地が共有名義なので、解体後に共有物分割したい。

2日目最後の来場者は、土地家屋調査士受験生でした。「独立開

業のため資格取得を検討していたところ、土地家屋調査士に魅力を感じ勉強中。土地家屋調査士の業務について詳しく知りたい。」とお話。私と同世代(30代後半)だったこともあり、これまでの体験を含めお話をさせていただきました。

外部広報として、熊本会HPでの紹介の他、官公庁の窓口チラシを置いていただいたそうです。官公庁から紹介され、お越しになられた方もいらっしゃいました。今後、10月に他土業と連携した土業相談会が開催される予定です。

取材前日、加藤清正公をお祀りしている加藤神社を訪れました。熊本城を間近に眺められる場所で、その姿をしばらく眺め続けました。復興への道のりには困難もあろうかと思いますが、一日も早い元気な熊本の再建をご祈念申し上げます。



※1 平成28年8月31日発表
平成28(2016)年熊本地震等に係る被害状況について【第170報】から

広報部理事 山口賢一(長崎会)



東北ブロック協議会

東北の長い長い梅雨が明け、強い日差しが照り付ける7月29日、第7回全国一斉不動産表示登記無料相談会が山形県土地家屋調査会館で開催されました。

山形会では相談員5名のほか、権利問題にも対応するため、司法書士会にも協力していただき、司法書士2名、合計7名で対応していました。取材に伺った際も、相談者一人につき会員と司法書士の2名で対応しており、表示、権利に関わらず、一時(いつとき)に登記に関する全てのことを相談できるので、相談者にとってたいへん利便性が高い相談会となっていると感じました。

山形会では土地家屋調査士の日以外にも、4月1日の表示登記の日に合わせて無料相談会を、10月には他士業と合同で「くらしと仕事の何でも相談会」を開催しており、また年3回、予約制の無料相談会も開催しているほか、各市役所で行われている市民向けの無料相談会に参加している支部もあるそうです。

相談内容としては、やはり境界問題が多く、無料相談からADRや筆界特定に繋がっていくケースも多いとのこと。

積極的に無料相談会を実施する



ことで、社会貢献と共に土地家屋調査士制度のPRにも努めています。その姿勢は自分が理想とする土地家屋調査士像そのもので、襟を正さねば!と痛感しました。

蛇足ですが、山形会の会館は昨年11月に新築されたばかりで、1階を山形会で使用し、2階は公囀協会に貸し出しているそうです。広く快適な事務所で仕事ができるなんて、うらやましい限りです!

最後に、取材にご協力いただきました山川会長、庄司山形支部長、そして事務局職員、山形美人のお二人には大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

広報員 福原仁典(秋田会)

北海道ブロック協議会

本年度の全国一斉不動産表示登記無料相談会の開催について、北海道ブロックの活動をご報告いたします。札幌会(7月24日、札幌

駅地下歩行空間)、旭川会(7月31日、旭川土地家屋調査士会館)、函館会(7月31日、函館土地家屋調査士会館)、釧路会(7月31日、北見芸術文化ホール)、8月7日(とちかちプラザ)、以上5会場での開催となりました。その中から、釧路土地家屋調査士会十勝支部(とちかちプラザ)の相談会を取材いたしました。例年釧路会の全国一斉無料相談会は、釧路支部、オホーツク支部、十勝支部の3つの支部の内1か所での開催をしていますが、今年度はオホーツク支部、十勝支部の2会場で開催しました。会場となるとちかちプラザは、JR帯広駅南口に隣接していることから交通の便が良く、各種イベントが多く開催されている公共施設であり、その一室を相談会場といたしました。今回の相談会は、新聞広告、NHK(テレビ・ラジオ)でのイベント開催のお知らせ等を行いましたので相談件数は少しだけ期待していました。相



全国一斉無料相談会 帯広

談開始の10時が過ぎまして幸先良く相談者が来場、建物表題登記について相談員が説明をしています。続いて地元新聞社が取材に来ました、支部長が対応しています。更に相談者が来場、相談の内容はなんと‘権利の登記’についてでした。相談を打ち切るか焦るところですが、ここで支部長が動きました。実は同じ施設内で釧路司法書士会十勝支部が電話相談会を開催していたのです。そこから土地家屋調査士の相談会場に来てもらい対応をお願いすることができたため、相談員一同大変助かりました。他にも土地の測量についての相談等がありました。相談件数は決して多くはなかったですが、来年以降もしっかり対応をしていきたいとの決意と共に相談会を終了いたしました。

広報員 松田整(釧路会)

四国ブロック協議会

愛媛会では例年、7月31日に松山市の土地家屋調査士会館で無料相談会を行うほか、4月と10月には司法書士会と協力し、各支部ごとに会場を設け相談会を実施してきましたが、土地家屋調査士の日の取組として相談会を一点集中させようと議論を重ねてきました。

その結果、司法書士会、公証人会との共催のかたちをとり、「7月31日土地家屋調査士の日・8月3日司法書士の日記念 登記法律相談・公正証書相談会」と題し、日時については各支部単位で調整し、7月26日から8月12日にかけて13会場での開催となりました。

広報についても司法書士会と協力して、新聞広告、フリーペーパー、自治体の広報誌、テレビCM等を展開、不動産の表示、権利に関する登記の問題に加え、遺言等の公正証書作成手続きにも対応できることをアピールしました。例年の7月31日の相談会では、事前のラジオCM、開催時にはラジオの中継に来てもらうなどしましたが、今回は日時の違う13会場とあってラジオでの告知は難しく、テレビCMを作成。実際に放送されるのを見ましたが、15秒のうち会場一覧表が写っている5秒程度のカットでお住まいの地域の開催日時と会場を画面から探すのは難しく、広報の方法にはさらなる工夫が必要と感じました。

酷暑が続く8月12日、松山市の会場(松山市総合コミュニティセンター)を訪ねました。広い会議室で土地家屋調査士12人、司法書士15人、公証人1人が対応。午前10時の開場とともに多くの

相談者が詰めかけたため、用意していた11の相談席は満席となり、あわてて机を増設する盛況ぶりでした。この会場では相談件数が43件あり、うち12件が土地家屋調査士関連の相談でした。県内13会場の合計は104件、うち土地家屋調査士関連は31件でした。

松山市の会場の件数が多いのは、人口が多いためなのはもちろんですが、本会、支部ともにイベントや他団体の相談会などに積極的に顔を出し、土地家屋調査士のPR活動を長年続けている努力の賜物です。他の市町の相談件数を増やしていくことが今後の課題と思いました。

広報員 曾我部和也(愛媛会)



平成28年度

子ども霞が関見学デー



「子ども霞が関見学デー」は、文部科学省を始めとした26の府省庁等が連携して、業務説明や省内見学などを行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした取組で、今年度は7月27日(水)、28日(木)の2日間の日程で実施されました。

法務省においては、他のイベントに加え、「筆界特定制度10周年記念事業」の一つとして、同制度や土地家屋調査士制度への理解を深めてもらうことを目的として、測量体験や地面のボタン(境界標)を使ったスタンプラリーなどが実施され、日調連も企画・当日運営などの協力を行いました。当日の様子をお伝えします。



当日もらえる「霞が関子ども旅券」
各省庁へはこれを提示して入ります

地面のボタンスタンプラリー

サンクン広場に隠された地面のボタンを探せ！

法務省の中庭(サンクン広場)に地面のボタン(境界標)を設置、子どもたちに探してもらい、その境界標の絵とキーワードを用紙に書いてもらおうという企画です。境界標は通常？どおり見えにくいところに置かれていましたが、逆に子どもたちにはそれがよかったようで「ここにあったよ！」など楽しそうに親に伝えながら書き写していました。全部終わったら記念グッズとしてキーホルダーと地識くんシールをそれぞれプレゼントしました。



キーワードとともにボタンの説明をつけた

| イベント | | |
|-------------------------|---|---|
| 地面のボタン スタンプラリー | | |
| (サンクン広場に隠された地面のボタンを探せ！) | | |
| ① | ② | ③ |
| ④ | ⑤ | ⑥ |
| ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| ⑩ | ⑪ | ⑫ |
| ⑬ | ⑭ | ⑮ |
| ⑯ | ⑰ | ⑱ |
| ⑲ | ⑳ | ㉑ |
| ㉒ | ㉓ | ㉔ |
| ㉕ | ㉖ | ㉗ |
| ㉘ | ㉙ | ㉚ |
| ㉛ | ㉜ | ㉝ |
| ㉞ | ㉟ | ㊱ |
| ㊲ | ㊳ | ㊴ |
| ㊵ | ㊶ | ㊷ |
| ㊸ | ㊹ | ㊺ |
| ㊻ | ㊼ | ㊽ |
| ㊾ | ㊿ | ㋀ |

スタンプラリー用紙



ここにあったよ！

測量体験

トータルステーション
TSで距離と高さを測ってみよう

歩測体験

じぶんの一步は何センチ？

測量体験は、サンクン広場から法務省赤れんが棟の屋根や尖塔までの距離や高さを実際にTSを使って測ってみようという企画です。子どもたちはもちろん、付き添いの親たちも道でよく見かける測量機器に興味津々でレンズを覗いていました。

歩測体験は、まず10mを歩き、「じぶんの一步は何センチか」を知ってもらい、その後、20歩以上の歩数を申告して歩き、計算で出された距離とTSで測った距離を比較し、さっきと同じ歩幅で歩けたかどうか確認してみようという企画です。大人でも同じ歩幅で同じように歩くことはわりと難しいですが、距離が短かったせいか比較的近似値な子どもが多かった気がします。



尖塔のてっぺんを測ってみよう



歩いた距離をTSで測ってます



測量体験・歩測体験用紙

パネル展示

登記官と土地家屋調査士のお仕事を体験しよう！

会議室では、法務局の仕事や筆界特定制度・土地家屋調査士制度、地面のボタンについてパネル展示を行いました。また、測量風景などの写真展示や「地面のボタンのなぞ」のテレビ上映を行いました。



ブースも賑わっていました



海野副会長力作のホワイトボード説明は今回は出番なし(泣)申し訳ありませんでした

きょうかい君とあいちゃん大活躍！

子ども向けイベントということで、愛知会からきょうかい君とあいちゃんにも来てもらいました。何のキャラクターかは分からなくても、そのかわいさと俊敏な動きで子どもたちには大人気でした。7月後半の暑い時期、しかも屋外

ということで、境界杭とはいえ、二人ともだいぶ暑かったと思いますが、子どもたちの笑顔エネルギーにがんばってくれました。アテンド(補助)で来ていただいた愛知会の中島美咲先生、事務局の竹中さん、ありがとうございました。



たくさん記念撮影しました



法務省のゆるキャラたち

過去最高の来場者数！

平成28年度の「子ども霞が関見学デー」は、全省庁合わせて36,524名の参加者があり、法務省は、子ども、引率者合わせて2日間で1,017名の来場者数(過去最高)だったそうです。日調連が協力したスタンプラリーや測量体験には、そのうち400名ほどが参加してくれました。土地家屋調査士、筆界特定制度、ADR、地面のボタン、きょうかい君…そのうちの一つでも子どもたちの記憶に残ってくれたら、と願う夏の二日間でありました。

(日調連広報部)

～筆界特定制度創設10周年～

子ども霞が関見学デーにおける 筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベント

法務省民事局民事第二課

本年7月27日(水)及び28日(木)の2日間にわたり、「子ども霞が関見学デー」が開催され、法務省民事局民事第二課では、日本土地家屋調査士会連合会と共同して筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントを実施しました。

イベントの詳細は、前ページの特集に委ねることとして、本稿では、本イベントが実施されることとなった経緯等について紹介させていただきたいと思います。

本年は、筆界特定制度の創設から10年目に当たる年であることから、昨年度当初から、記念行事を行うことを検討していたところ、記念行事の第1弾として、本年1月14日に、日本土地家屋調査士会連合会と共同で「筆界特定制度創設10周年記念講演会」を開催し、房村精一元法務省民事局長・日本土地家屋調査士会連合会顧問から『筆界特定制度10年の歩みと未来への提言』と題した御講演をいただきました。

続いて、文部科学省をはじめとした26の府省庁等が連携して、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とする「子ども霞が関見学デー」において、筆界特定制度の広報イベントを実施する方向で検討を行うこととなりました。

この広報イベントでは、筆界特定制度の中で申請人代理人や筆界調査委員といった重要な役割を担っている土地家屋調査士の制度についても、同時に広報を行うことが効果的であると考えられたことから、日本土地家屋調査士会連合会にも御協力いただき、共同で筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報イベントを行う運びとなりました。

「子ども霞が関見学デー」での広報イベントの内容については、5月のGW明けから日本土地家屋調査士会連合会広報部と定期的に打合せを重ね、当初は、子どもが積極的に参加しそうなスタンプラリー(地面のボタン(境界標)をいくつかの場所に設置する)を中心に検討し、法務省の外(日比谷公園など)も含めた広範囲な場所で行うことを検討しましたが、真夏に子どもを広範囲で移動させても大丈夫なのか、子どもが事故に遭う可能性もあるのではないかと懸念を考慮し、最終的には法務省内のサンクン広場で実施することとしました。そして、スタンプラリーを縮小する代わりに、子どもたちに実際に測量機器に触れてもらい、

サンクン広場から法務省の赤れんが棟までの距離や高さを測るイベントを実施することとしました。さらに、子どもが体を動かすイベントとして「歩測体験」も実施することとしました。また、展示するパネルの内容や写真等については直前まで協議を重ね、足を止めてもらうような内容にすべく調整を行いました。

子ども向けの測量イベントを法務省内で実施するのは初の試みでしたが、この測量体験は子どもたちに大人気で、ひっきりなしに参加希望者が集まり、複数の子どもの歩測を同時に行うなど、担当者は大忙しとなりました。また、筆界特定制度や土地家屋調査士制度のパネルや測量写真を展示したブースにも、付添いの大人を含め多くの方に来場いただき、リーフレットやグッズを多数持ち帰っていただくことができました。

特集ページのとおり、多数の方に参加いただき、広報イベントを盛況に終わることができたのは、トータルステーションの準備、各種展示物の提供、当日の要員等、日本土地家屋調査士会連合会の皆様方に多大な御協力をいただいた結果であり、この場をお借りして、深く御礼申し上げます。

本年10月1日(土)の法務省・最高検察庁主催の「法の日フェスタ in 赤れんが」においても、日本土地家屋調査士会連合会と共同での測量体験イベントやパネル展示等による広報イベントを実施する予定としているところ、こちらは大人の来場者も想定されることから、大人向けも含めたイベント内容にアレンジする予定です。

今後とも、引き続き法務省・法務局及び日本土地家屋調査士会連合会が協力して、筆界特定制度及び土地家屋調査士制度の広報を実施し、境界に関する問題解決の一翼を担っていきたくと考えております。



左から、日本土地家屋調査士会連合会海野副会長、きょうかい君、小川民事局長、あいちゃん、野口民事第二課長

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 32

秋田会

『相撲王国秋田の誉れ高い三力士 ～横綱照國と大関清国を生んだ雄勝町～』

秋田県土地家屋調査士会 広報部副部長 齋藤 文夫

秋田県はかつて相撲王国と呼ばれていた。なかでも湯沢市に合併前の旧雄勝郡雄勝町は優れた横綱、大関を輩出したことで知られる。

照國一最年少記録を塗り替えた白き巖

立会いの美しさと前さばきのうまさが見立ち、「桜色の音楽」「動く錦絵」「白き巖」と評された名横綱が照國萬蔵だ。色白の丸々と肥えたアンコ型の体形にかわいらしい童顔がのっかっている。立会いは低い姿勢から突き上げる平グモ仕切り。その巨軀が立ち上がると相手の懐めがけて一気に進み、はたいても

落ちなかった。

幼いころ蚕のエサとなる桑の葉を採るため山道を上り下りする毎日を送ったことが強靱な足腰を作ったという。

照國は14歳のとき母方の遠縁に当たる横手市大森出身の伊勢ヶ濱親方(元関脇清瀬川)に見いだされ入門するが稽古についていけず破門されてしまう。一度は放り出された照國を弟子にしたのが兄弟子の関脇幡瀬川だ。こちらも湯沢市出身(当時は雄勝郡幡野村)の同郷だった。相撲の神様と呼ばれた幡瀬川の下で照國は見ちがえるほど成長した。

昭和10年16歳で初土俵を踏むと8場所目の20歳4か月で入幕、22歳6か月で大関に昇進、昭和17年夏場所で横綱双葉山に土をつけた。双葉山とは5回対戦し3勝2敗。この大横綱に勝ち越した唯一の力士となった。夏場所後、23歳4か月で第38代横綱に昇進した。秋田県初の横綱誕生というだけでも大ニュースだが、全てのタイトルで最年少記録を塗り替える快挙だった。引退後は伊勢ヶ濱部屋を継ぎ後進の指導に当たった。

雑魚捕りをした少年時代を懐かしんで故郷にいたときが一番幸せだったと晩年語っていたという。

清国一折り目正しい立会いで語り継がれる遅咲きの大器

照國が懐かしんだ同じ故郷に生まれ照國すなわち伊勢ヶ濱親方の指導を受け、類まれな大関に育ったのが清国勝雄だ。その故郷雄勝町横堀は、照國の生誕地とは車で5分の距離である。指導者として名高い照國の薫陶を一身に受けた清国だが師匠と違う所が一つあった。出世が遅かったのである。

昭和31年15歳の時、若い国のしこ名で初土俵を踏んだがなかなか勝ち上がれず、交通事故、親族の



横綱照國萬蔵



大関清国勝雄

死と不幸が続いた。梅ノ里に名を改めたがその後の成績もさっぱり。三度目のしこ名清国でやっと出口が見えた。遅咲きの大器清国が面目を施したのは昭和44年。5月場所で大関に昇進すると、同じ年7月場所で宿敵大鵬を押し出して、藤ノ川を浴びせ倒しで土をつけ初優勝を果たした。

清国は仕切りで両手をきちんと着く姿勢の良さが今も語り継がれる。「壊し屋清国」の異名をとるほど腕っぷしが強く、大鵬が左肘にいつもサポーターを巻いていたのは清国の右のおっつけのせいだった。

林家木久扇の弟子で身長が192 cm、落語界一の長身林家木りんは清国の息子である。風貌も父親譲りのイケメンだ。

礎錠—江戸大相撲の全盛期を支えた

雄勝町は江戸大相撲の全盛期に活躍した関脇礎錠を輩出している。関脇は当時の最高位だ。

相撲番付が縦組の形に定着したのが宝暦7年10月場所から。その記念すべき江戸番付に西関脇礎錠平左エ門の名で付け出されたのが本名東海林平左衛門その人だ。享保12年上院内村の足軽東海林吉兵衛の家に生まれ、力量を認められて庄内藩主酒井候のお抱え力士となった。大阪、京都、江戸の三都で関脇に付け大関に昇進したとする記録もある。明和7年43歳で引退し年寄春日山を襲名すると、江戸大相撲は全盛期を迎えた。

63連勝の偉業を成し遂げた二代目谷風梶之助、その谷風の63連勝を止めた功績を認められ史上初の横綱を授与された小野川喜三郎、生涯黒星がわずかに10敗という驚異的な強さで知られる雷電が右エ門。みな礎錠が副理事長(筆脇)の時代を駆け抜けたスーパースターである。

現役時代の礎錠はすさまじい豪力ぶりを発揮したが188 cmの長身、色白で上品だったが院内の実家に「春日山関・十五才」と銘が彫られた150 kgの沓脱ぎ石が残っている。院内の御番所を改築したとき礎錠が川原から運んだもので怪力ぶりを今に伝える。実家にはこの他に礎錠の袴、盃、元結いを切った鉋が残っている。これらの品は宝暦年間に相撲見物に江戸に出た同郷の名主斎藤庄兵衛が本人から預かり納めたものだ。

これら三人の郷土力士は強く凛々しい姿が今も語り継がれている。



滋賀会

『土地境界に関する地域慣習についての調査と研究 —『地籍図・公図に関する連続特別講座』報告—』

滋賀県土地家屋調査士会 法25条2項委員会 委員長 西村 和洋

はじめに

滋賀県土地家屋調査士会では土地家屋調査士法25条2項委員会を中心として土地境界に関係する地域慣習について調査と研究を続けております。一昨年にはその一環として「地籍図・公図に関する連続特別講座」と題しまして合計9回の連続講座を開催いたしました。

連続講座のメイン講師には日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員で、滋賀会の学術顧問にも就任いただいております古関大樹先生(京都女子大学等非常勤講師)をお迎えし、他にも県内各地の地籍図・公図を所蔵する資料館や福井会様のご協力も頂きました。

まずは連続講座の開催におきまして、滋賀会の会員のみならず近畿・中部ブロック各会の会員にも多数ご受講いただきましたことは土地家屋調査士の飽くなき向上心の表れと大変感謝しております。

地籍図とは

いわゆる公図の「もと」とされる明治の地籍図ですが、実は5つの段階(①壬申地券地引絵図、②地租改正地引絵図、③地籍編製地籍地図、④地押調査に伴う地図、⑤更正地図)に分類できます。さらに地域ごとに見ていくと、作られた種類や地図の性格が大きく異なっていることが分かっています。

地籍図は江戸時代から明治の過渡期に作製された資料であり、①や②は検地に倣って農民が土地調査や地図作製を担った場合が少なくなかったとされております。明治の地籍図が持つ地域差は、当時最先端の西洋の測量技術も徐々に導入するなどして、解消の努力はあったものの地域によって大きな開きがあり、明治22年に施行された土地台帳制によってもそうした地域差は解消することがなかったと考えられます。

そして土地台帳制度下の旧公図は、現在の登記の基本資料となりましたが、そこに見られる地域的差異や地域固有の土地慣習は、実務の場においても大きな問題となっていることは土地家屋調査士である皆様なら先刻ご承知のことと思います。

連続講座の内容について

全九回の講座を滋賀県内にて開催いたしました。各回のテーマは以下のとおりです。なお、第三回と第七回はそれぞれ資料の保管先である東近江市立能登川博物館、大津歴史博物館を利用させていただいております。また、第五回につきましては福井会の青山勉会員、山崎勇二会員にご登壇いただき、第八回については木村大輔先生(佛教大学非常勤講師)に解説をお願いいたしました。

各回のテーマを見ていただければお分かりいただけると思いますが、各回ごとに特徴があり、地図の歴史の中で地籍図や公図がどういう位置づけを持つのか、またその特徴は何か、地域による違いはどのようなものがあるのかが連続講座を受講いただくことによってつかめるようになっていきます。

古関大樹先生からは「明治の地籍図についてこれほどまで執着し、熱心に講座が行われたことは大学においても類例がない。」とのお話がありました。手前味噌かもしれませんが土地境界の専門家としての土地家屋調査士の能力が今回の連続講座を通じて磨かれ、一層光を増したようにも感じられた次第です。

- 第一回 ガイダンス
—明治の地籍図が残した歴史的課題—
- 第二回 滋賀県の地域の慣習と明治の地籍図
—その位置づけと特色—
- 第三回 東近江市における地籍図の現状
—所蔵資料の見学と解説—
- 第四回 壬申地券地引絵図と地租改正地引絵図①

—滋賀県東部を事例として—

第五回 公図の沿革と多様性

—中部六県の概略と福井県の事例—

第六回 壬申地券地引絵図と地租改正地引絵図②

—明治の地籍図と土地測量—

第七回 大津市歴史博物館所蔵の地籍資料

第八回 京都における地籍図の紹介

—歴史地理学資料としての活用法—

第九回 滋賀県の旧公図と明治の地籍図の成り立ち

—これまでのまとめと「近江日野の歴史」の成果のご報告—

連続講座による研究成果

連続講座を受けまして、滋賀県土地家屋調査士会
法25条2項委員会において調査研究を続けてまいり
ました。その成果の一例として滋賀県大津市におけ
る「軒下地」について取り上げたいと思います。(図1)

滋賀県大津市は安土桃山時代より京都の外港とし
て整備され(大津百町)、江戸時代以降も繁栄を続け
た滋賀県の県庁所在地です。古くからの市街地です
ので江戸時代から「沽券」が発行され、明治に入っ
ても「市街地券」が発行された土地柄です。

「軒下地」については先行研究において大津を始め
江戸(東京)・大阪・京都・堺において普遍的に存在
したことが明らかにされており、軒下地の慣行は歴
史的な都市が抱える特徴的な土地境界慣習として注
目されます。大津百町では町全体で通りに沿って軒

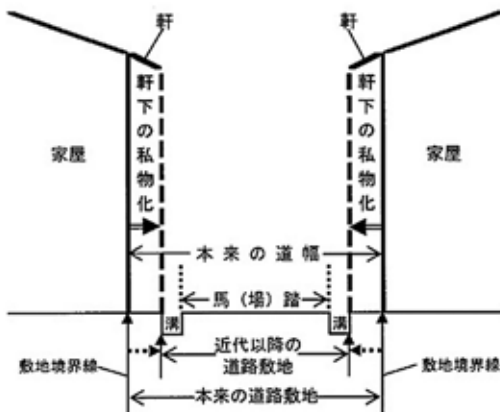


図1 軒下地の断面(岡本訓明「近代京都・三大事業における道路
拡築事業とその影響」から抜粋)

下地が展開しています。

大津百町と呼ばれた地域では、明治7年の壬申地
券地引絵図と明治17年の地籍編製地籍地図が町限図
形態で作られており、大津市歴史博物館と滋賀県立
図書館で各絵図が良好に現存しています。これらに
描かれた情報は、明治22年以降の旧公図にも引き継
がれており、壬申地券地引絵図記載の土地面積がそ
のまま換算されて土地台帳に引き継がれるなど現在
の土地登記情報も基本的にこれを踏襲しています。

これらの地籍図には、通りに沿って軒下地が詳細
に描かれています。例として船頭町の旧公図と明治
7年に作製された地券取調総絵図(壬申地券地引絵
図)を挙げておきましたが、馬踏→溝→軒下地とい
うように地図上できれいに書き分けられていること
が一目瞭然です。(図2・図3)

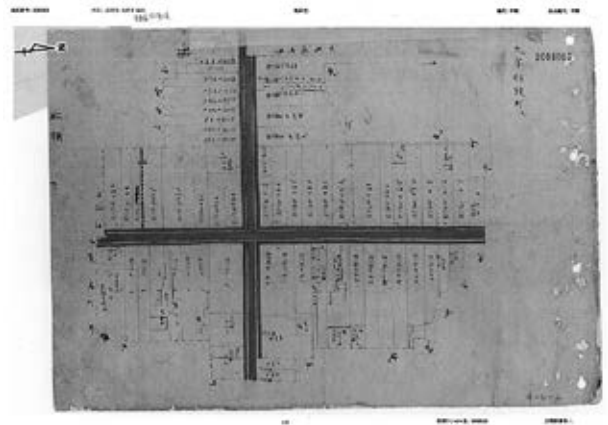


図2 旧公図 大津市船頭町 (大地方法務局所蔵)

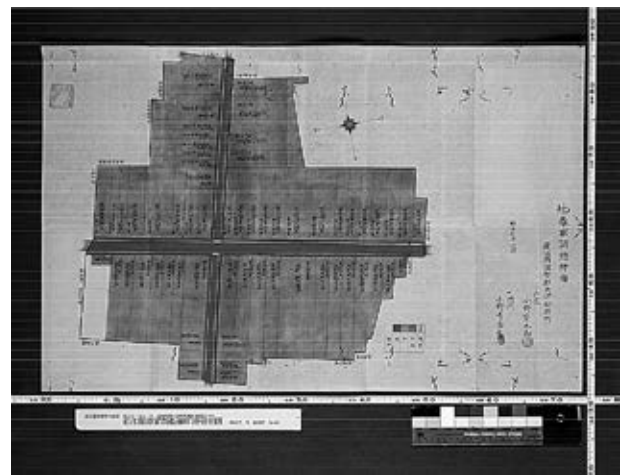


図3 地券取調総絵図 大津市船頭町(滋賀県立図書館所蔵)

なお、明治期の「大津市街軒下地に係る経緯文書」(県庁文書)によると、「軒下地ノ起源ハ…(中略)…天正年間明智光秀ヨリ地子銭ヲ免セラレ以テ地租改正ニ至リ…(後略)」とあります。詳細は不明ですが、地租改正を進めるに当たって安土桃山時代以来の土地慣行として軒下地の存在が認識されていた点は極めて重要な意味を持っています。さらに江戸時代に入っても「沽券改」や「大津町絵図」の作製の度に軒下地についての現状確認が行われていることが明らかになっています。

軒下地の存在が大津百町の重要な土地に関する慣習として認識されていた点は、現在の土地境界を検証する上でも重要な問題であると考えます。それは軒下地の存在そのものが官(道路・水路)と民(私有地)のちょうど中間に位置しており、軒下地をどちらに分類するかによって官民境界が全く違う境界線になるからです。

なお、今回の調査では、大津百町の軒下地が公的に注目された画期が大きく分けて二つあることを確認しました。一つは、軒下地の私用を実質的に容認することとなった地券発行や改租作業が行われた明治初期が挙げられます。もう一つは大正～昭和初期で、この段階ではそれまで慣習として認められていた軒下地の私用が完全に許可制となり、利用を認める一方で、私的占有が公的に否定され、一部は境界査定を実施の上で、民間への払下げも行われたようです。

いずれにせよ、こうした地域慣習や経緯を知って

業務を行うか、知らないで行うかは人それぞれでしょう。しかし、例え結果的には同じであったとしても、そこはやはり土地家屋調査士の「沽券」にかかわることではないでしょうか。

滋賀会の今後の活動予定

連続講座を受けて滋賀県土地家屋調査士会としても折角のその成果を会としてまとめられないか、という声が高まってまいりました。

幸いにも滋賀県に隣接する中部ブロック各県の土地家屋調査士会におかれましては、既に地籍に関する資料集を作製しておられます。その先行しておられる成果を存分に参考にさせていただくとともに、滋賀県土地家屋調査士会の誇る経験豊富な先生方のお知恵も拝借させていただきまして、最終的には滋賀県内の土地境界に関する慣習についてはこれを参照すれば分かる、というような資料集を仕上げていると聞いています。

なお、本連続講座の思わぬ副産物としてあげられるのがメイン講師をお務めいただきました古関大樹先生による「月刊登記情報」紙上での「地籍図類の歴史」連載です。

連載の中では本連続講座での成果の一部もご紹介いただいているようで、ありがたいことに大変好評を博しておられるとも仄聞しております。是非、こちらの方も併せてご一読いただけましたら幸いです。



連続講座の様子

助成金の使い道について

(各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成)

釧路土地家屋調査士会 常任理事 松田 整

平成26年度から連合会事業として執り行われています『各土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成』も今年度が3年目となり、全国の土地家屋調査士の皆様には、助成を受けている釧路会(現在78名)の会員として心から感謝を申し上げます。

現在、全国で会員数が150人以下の少数会は10会あり、その10会が会員数に応じた助成金を受けられる機会を頂いています。助成金の使い道は、「研修・広報」での使用との用途が定められており、事業運営費の不足を補う資金、新規の事業を行うための資金として、助成を受けている10会様々な形で使用させていただいています。

釧路土地家屋調査士会 助成金の使い道

平成26年度の日調連総会にて事業助成が行われることが決定し、釧路会では助成金をどのような項目で使用するか理事会で話し合いが行われました。しかしながら当時の会長の頭の中には釧路会ではどうしてもやらなければならない事業項目が既にあったのです。

「各支部をオンラインでつなぎ研修を行なえるシステムを作りたい(web研修会システム)」

数年前から釧路会では、会員の研修会出席率が年々低下し、会員が研修会に出席する体制作りを考えていました。それまでは業務部が研修部を兼ねていましたが、独立した研修部を作り、研修規則を作りました。研修会開催日を業務の支障になる平日には行わず週末に行い、なるべく早く開催日を会員に告知するという体制作りに変えました。会員の興味を引くような研修内容・案内文の作成など、いろいろな試行錯誤の結果、研修会の出席率は増加傾向となりました。しかしながら、なぜ研修会出席率が低いのかという根本的な原因は解決されることはなかったのです。最大の原因は‘支部間の距離が遠い’という研修会場までの移動距離なのです。

釧路会は釧路支部、オホーツク支部、十勝支部と3つの支部があり釧路、北見・網走、帯広と各都市間の移動時間は、全て2～3時間かかります。そして冬期間は更に移動が困難となります。その点を考

慮せずに‘研修会に参加せよ!’とは言えない事情もあります。この負担を何とか減らしたいとの思いから、助成金の使い道は自ずと‘web研修会システムの構築’という方向に向かっていきました。

研修会を行うために必要な機材とは

助成金をいただく前の釧路会には、プロジェクターが1台あっただけで、スクリーンは会場備付けのものをレンタルし、ノートパソコンは講師が用意するものを使用していたため釧路会所有の物がありませんでした。そこで、3支部をつなぎ研修会ができるようノートパソコン3台、スクリーン2台、プロジェクター3台、webカメラ3台、スピーカー3台、研修会記録用のビデオカメラ1台を購入させていただきました。ここまでで費用は約100万円、釧路会の予算でできることでは到底ありません。助成金を頂く機会があったからこそ機器の購入ができました。

第1回web研修会の開催

初めてのweb研修会は、グーグルハンガアウトを使用し、各支部ごとに設置した会場を結び研修会を行いました。移動の負担がなくなって研修会は出席率が高いものとなりました。しかしながら新たな問題も出てきました。ホスト会場と各事務所を結んで行った事前実験では全く問題はなかったのですが、実際に使用した会場では、音の反響等でホスト会場

からの音声が他会場では聞き取りにくい。映像が途中で途切れてしまう。等の支障が発生してしまったのです。

問題の改善点

使用した会場の中には無線LANを使用した会場があったことから映像に乱れが発生した可能性があったので、有線LANの会場を使用することとしました。WEB会議専用ソフトを使用して音声の環境を確認したいとの要望もあり、以上2点の改良を行うこととしました。

第2回web研修会の開催

平成27年度の助成金を使用させていただきシステムの改良を行い、web研修会は映像、音声も改良され環境の良い中で行うことができました。出席率に関しても高い出席となり、システム導入がとても良い方向に進んだことをご報告させていただきます。

研修会以外での利用

このような機器を導入させていただいたことから、現在は常任理事会及び理事会も3会場を使用しweb会議を行っています。今までは釧路在住の役員以外は事務局がある釧路市まで往復4～5時間かけて移動しておりましたが、web会議によってその

負担が軽減されたことにより役員全員が機器導入に感謝をしております。先日も台風接近日と常任理事会が重なりましたが、会議を延期することなく行うことができました。

オンライン申請率の向上

平成27年度の助成金では、オンライン申請率向上を目標にオンライン申請のサポート事業を行いました。決してオンライン申請率が低いわけでもありませんが、法務局からは‘更に申請率を上げてください…’との協力要請が毎回のようにあることから、まずはオンライン申請を行っていない会員に電子証明書を取得してもらおう案内から始めました。結果として電子証明書を持っていない会員の内、約4割が新たに証明書を取得し、更にサポートが必要な会員には、事務所に伺い申請ソフトのインストールから申請までのサポートを行いました。サポート業務は、今年度も継続事業として行っています。

受験ガイダンスの開催

平成28年度の助成金の利用計画としては、土地家屋調査士の制度広報と会員増強(土地家屋調査士に興味を持ってもらい、受験者数の増加を目標として)のために、‘土地家屋調査士受験ガイダンス’を行う準備を行っています。冒頭でご説明したとおり釧路会には3つの支部があるので、各支部の中心都市



web会議(常任理事会)



受験ガイダンス

での開催を予定しています。そのうち第1弾として、8月7日に行った十勝支部(帯広市)での受験ガイダンスをご紹介します。ガイダンスの開催広報としては、新聞広告、DMの郵送(十勝管内の補助者のいる土地家屋調査士事務所、司法書士事務所、測量会社、計80通)、土木科のある農業高校、工業高校へ案内書を持参し担当教諭へ趣旨説明を行いました。ガイダンス講師は3人の会員にお願いし、ガイダンス参加者10人を目標として当日に臨みました。事前アンケートを作成しDMに同封しましたが、反応は4件のみで目標としている人数に全く届きませんでしたが、結果として午前の部、午後の部を合わせて11人の参加がありました。何とか目標人数を達成し一安心しました。参加者からの事後アンケートでは、‘ガイダンス内容はわかりやすかった’‘土地家屋調査士に興味を持った’とおおむね良好の回答であったため、これから行う釧路市、北見市での受験ガイダンスに繋げることができそうな結果となりました。会員数が少ない釧路会であるからこそ、土地家屋調査士の受験PRをしっかりと行っていきたいと思えます。

シンポジウムを通しての広報活動

本年5月号の日調連会報にも記事を書かせていただきましたが、北海道ブロックでは毎年‘ほっかいどう地図・境界シンポジウム’を開催しています。北海道ブロックは札幌会以外の3会(旭川会、函館会、釧路会)が会員少数会のため助成金を頂いております。

釧路会単独のシンポジウム開催は予算、人員の事情により行うことはできないので、共催としてブロックシンポジウムを開催させていただいています。助成金の一部で釧路会管内において関係官庁、関係団体、一般の皆様へ土地家屋調査士制度及びシンポジウム開催を広報することができています。実際に土地家屋調査士以外からの出席が多いブロックシンポジウムであり、北海道の土地家屋調査士を知っていただく重要な広報活動となっていることをご報告いたします。

以上、釧路会の‘助成金の使い道’をご報告させていただきました。全国の皆様には、事業助成制度にご理解をいただき誠に感謝しております。使用させていただいた助成金は、無駄にすることなく今後につなげていくことを心に銘じ、ご報告の結びとさせていただきます。

地籍問題研究会

第16回定例研究会

日時：平成28年7月16日(土) 13:30～17:50

場所：金沢大学 角間キャンパス 総合教育講義棟(N4)

B1 講義室(石川県金沢市)

テーマ：日本の空き家空き地問題を考える

協力：石川県土地家屋調査士会

始めに、土地家屋調査士であり本研究会幹事の
大星正嗣氏による主催者挨拶。社会問題化している
空き家空き地は、地域全体で取り組まなければなら
ない緊急の課題であり、法務省、日本司法書士会連
合会、日本土地家屋調査士会連合会はそれぞれの専
門性を生かし、三位一体となってこの問題に対処す
べく協議を行っている。報告者それぞれの立場にお
いて、問題提起と提言をしていただくと趣旨説明を
された。

続いて、金沢大学人間社会研究域法学系・系長の
岡田浩氏による来賓挨拶。古い町並みが残り伝統工
芸が盛ん、加えて新しい取組も積極的に行っている
金沢の紹介と、岡田氏が専門とする政治学の選挙の
研究と本テーマとの関連として、選挙の争点となる
住宅や土地の問題がどのように捉えられてきたのか
等、異なる視点から話をされた。

第1部 空き家空き地に対する現状と課題

進行

大星正嗣氏(土地家屋調査士、本研究会幹事)

コメンテーター

吉原祥子氏(東京財団研究員、本研究会幹事)

「空き家空き地問題と国土の管理」

報告者

小柳春一郎氏

(獨協大学法学部教授、本研究会副代表幹事)

空き家空き地問題を国土の管理という視点で捉
え、物理的管理に関する空家法を通じて、より根本

的な法的管理・国土管理の問題を指摘した。

○空家法(2014年)と法制執務

全国の空き家率は約13%、空き家約820万、
総住宅数約6千万であり、東京の空き家率は約
10%、空き家対策は自治体が先行した。

国は2014年に空家法制定、単なる空き家と保
安上危険な「特定空家」を区別したが、特定空家対
策は限定的な法制執務の枠内であった。空家法の
もう一つの対策は、活用できる空き家の有効活用
である。

○空き家空き地問題に見る国土管理の問題

物理的管理(迷惑空き家、雑草放置)と別に、法
的管理(所有者不明、情報不明確)の問題がある。

空き家空き地問題は登記制度と関連し、不動産
登記法の目的は、取引の安全と円滑に資すること
であるが、取引価値の低い不動産は放置されている。

横須賀での空き家除却例では、国土管理の不十
分さが空き家問題にも影響している。建物と登記
情報との関連付けが容易でない。国だけでなく専
門家の協力が必要である。

「権利放置による所有者不明の対応」

報告者 長橋尚臣氏(石川県司法書士会会長)

司法書士が行う支援、市区町村との連携による空
き家対策関連事務の成功事例として、成年後見人
による空き家の取壊しや管理、相続財産管理人選任
と不動産売却による納税等を紹介し、その支援につ
いて検証した。



○空き家等の所有者不明問題について司法書士が行う支援

- ・法務局に備えられた不動産登記情報や公図等による空き家等の所在及びその登記名義人の確認、登記名義人に相続が発生している場合の相続人調査及び相続登記
- ・家庭裁判所に提出する相続放棄等の申述の有無の照会申請書、成年後見等開始申立書、相続財産管理人選任審判申立書、不在者財産管理人選任審判申立書の作成、成年後見人、財産管理人等への就任
- ・相談対応、勉強会・研修会の共催、講師派遣

○相続における問題点

相続は死亡時の法律(旧民法・現民法)が適用され、相続登記放置は相続人の分散化となる。また、高額な不動産のみならず資産価値の低い不動産についても相続争いはあり、相続登記費用の負担問題等、国民の権利意識の変化により遺産分割の紛争は増加している。

○今後の方策

- ・私権との調整として、行政の代位による相続登記(法定相続)、所有権の放棄、相続人不存在以外の場合の財産法人化
- ・相続登記推進のインセンティブ(刺激・誘因)として、一定期間内に相続登記を行った場合は、登録免許税を免除、軽減
- ・法務局、土地家屋調査士会、司法書士会、各自治体の連携として、自治体の「固定資産税課の

相続人代表届出催告」の際に相続登記の案内、「地図整備作業の住民説明会」の際に相談会の開催、自治体が行う物件調査、相続人調査などの外部委託等

総括

コメンテーター

吉原祥子氏(東京財団研究員、本研究会幹事)

第1部の両報告に共通する点として、以下の3点を挙げられ総括された。

- ・専門家と自治体が、課題解決に当たって連携を図っていくことの重要性
- ・任意である相続登記を、所有者にどこまで働きかけられるかという課題
- ・資産価値の低い不動産の管理責任を誰が負っていくのか。問題の拡大を未然に防ぐために、国、地方自治体、地域、個人がどのように負の分担をしていくのかを次の世代のために考えていかなければならない

第2部 京都市、金沢市に於ける空き家空き地の活用等の取り組み

進行

国吉正和氏(土地家屋調査士、本研究会幹事)

コメンテーター

舟橋英明氏

(金沢大学人間社会研究域法学系准教授)

「京都市における空き家対策等について」

報告者 山田一博氏(京都土地家屋調査士会会長)

京都市の空き家率は14.0%、全国平均の13.5%を上回る。空き家の状況は古都ならではの特徴がある。条例の基本理念は、①京都のまちを構成する重要な要素 ②地域コミュニティの有用な資源 ③既存建築物の保全、活用及び流通を促進 ④地域コミュニティの活性化を図る。

総合的な空き家対策の取組として、空き家の発生の予防、活用・流通の促進、管理不全対策、跡地の利用、さらに新たな取組として「クラウドファンディング」による京町屋の保全・再生・活用の促進、「空き家に係る権利関係の整理」に対する支援の在り方の検討等を報告された。



○空き家対策に係る課題と提言

- ・ 条例施行から市民による通報は約3倍に増加、空き家の隣家住民にとって管理不全の解消は切実である
- ・ 所有者の特定や行方不明者への対応に、権利登記の義務化についての検討
- ・ 関係権利者多数による合意形成への対応に、法整備の検討
- ・ 所有者(建物新築、購入時)による解体費用の負担
- ・ 地域に根ざした総合的な相談を身近にできる環境

○土地家屋調査士として何ができるのか

知見を活かし、政策展開の中で資格者団体の役割を果たすことを意識

「金沢市空き家対策について」

報告者 坂上浩幸氏(金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課長兼空き家活用推進室長)

北陸新幹線金沢開業による交流人口の拡大を、定住人口増加の絶好の機会と捉え、アフター新幹線を見据えた移住・定住策と空き家対策を表裏一体のものとして検討。平成27年4月かなざわ移住・定住戦略会議(新たな移住・定住策を検討)、その中に空き家対策専門部会(空き家条例・計画を検討)を設置した。

条例の基本理念は、①金澤町家・美しい景観の維持保全、安全で快適な生活環境の形成に配慮、②空き家等・空き家等の跡地が定住の促進・地域コミュニティの活性化のための有用な資源であることを認識、③市、市民、所有者等、事業者及び町会その他の地

域団体の相互の理解と連携のもとに協働して実施

○空き家等の適切な管理、空き家等及び跡地の活用の促進

- ・ 啓発活動、相談体制の構築、空き家管理事業者の普及等
- ・ 空き家バンクの拡充、空き家活用による移住、定住への支援、地域連携の空き家・跡地活用の支援、空き家解体への支援、緊急時の措置、特定空家等に対する措置等
- ・ 協議会、専門部会の設置

○空き家対策の課題

- ・ 再建築が不可能な敷地にある空き家への対応
- ・ 相続未登記となっている空き家への対応
- ・ 周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の増加

総括

コメンテーター

舟橋英明氏

(金沢大学人間社会研究域法学系准教授)

空き家対策について、次の3点を両市の取組を交えて話された。

- ・ 予防、如何にしたら空き家にならないですむか
- ・ 適正に管理が行えるか、できない場合の積極的な介入が課題
- ・ 適正管理がされていない場合の利活用をどう進めていくか

所有権という非常に重要な財産権を扱うことであり、合意のもとでなければ進められない。地域は目的を持ち、何を優先的に取り組んでいくか。行政、民間、周辺住民のネットワークを構築して理想的な街づくりができるように望むと結ばれた。

今回は、地籍問題研究会第17回定例研究会を、下記の会場・日程で開催の予定です。

日時 平成28年11月26日(土)

場所 明治大学駿河台キャンパス(東京都・千代田区)

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年 8月 1日付
東京 7969 石元 幸二 東京 7970 岡野 拓二
千葉 2172 水野 勉 新潟 2213 森山真太郎
大阪 3284 灘本 純弥 岐阜 1281 伊藤 雅大
石川 668 三野 和宏 山口 968 長畑 宏
長崎 794 三好 智子 熊本 1202 平林 陽兵
秋田 1035 三浦 良雄 愛媛 857 栗田 祥太
平成28年 8月10日付
神奈川3045 保坂 寿弥 神奈川 3046 葛西 仁
埼玉 2623 石井 雄一 茨城 1448 佐藤 優樹
静岡 1784 鈴木 正昭
平成28年 8月22日付
埼玉 2624 木村 紳吾

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 3月16日付 東京 966 郷 精四郎
平成28年 4月10日付 東京 6302 片井美佐緒
平成28年 5月15日付 千葉 851 清水 義雄
平成28年 6月20日付 東京 5048 中村憲之助
平成28年 6月28日付 群馬 619 樋口 周弘
平成28年 7月 2日付 東京 5954 吉田 達実
平成28年 7月 4日付 愛知 1227 深谷 永二
平成28年 7月 7日付 兵庫 1204 正呂地秀和
平成28年 7月15日付 大阪 725 吉田 実次
平成28年 8月 1日付
埼玉 1643 三浦 敏行 長野 1860 山本 幸雄
釧路 292 青柳 功嗣
平成28年 8月10日付
神奈川1727 濱野 孝一 神奈川 2265 廣瀬 昌彦
大阪 1801 溝田 丕而 三重 571 大橋 憲夫
岡山 895 小野 幹弘 福岡 1756 山崎 文公
平成28年 8月22日付
東京 6130 榎本 孝博 埼玉 1714 浅見 尚三
兵庫 1616 鳥本 哲平 広島 1642 春木 泰行

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 8月 1日付
栃木 908 吉原 成年 新潟 2213 森山真太郎
山口 968 長畑 宏
平成28年 8月22日付 埼玉 2624 木村 紳吾

会長レポート

REPORT

8月16日
～9月15日

8月

19日

日本司法書士会連合会役員との懇談会

恒例となった、日本司法書士会連合会との意見交換会。日司連からは、三河尻会長他6名に出席いただいた。両連合会が抱えている課題等について情報を交換した。

29日

規則改正に係る打合せ

岡田副会長、金子常任理事と共に法務省民事局民事第二課へ出向き、かねてより協議してきた土地家屋調査士法施行規則の改正につき意見交換。

30日

第7回正副会長会議

今年度の中盤から後半に向けて、担当する各案件をスピード感を持って進めるよう、各副会長へ指示。なお、この日は各省庁から平成29年度概算予算要求が公表され、法務省における登記所備付地図作成作業に関しても大幅予算増で要求している情報を得た。

30日、31日

第4回常任理事会

多くの会務予定や継続案件を審議、協議するため常任理事会を招集。各常任理事とも同時進行的に多くの懸案事項に対処しているが、各部間の連絡・連携の強化を意識した会務運営を指示。

31日

民事法務協会との打合せ

民事法務協会・坂巻副会長と樋代成年後見部長に来館いただき、成年後見制度への取組についてご教示をいただく。岡田副会長も同席し、今後の対応について整理を行う。

9月

2日

会務処理

午後2時に福岡会・野中会長が、ご自身も所属される八女支部の方々とともに会館に来られ、連合会の取組等についてお話をさせていただき意見交換。支部会員の大多数が参加されており、八女支部のまとまりを感じた。多くの会員の皆さんに連合会を訪問していただきたい。

野田聖子さんのさらなる飛躍を期待する会

私の地元である、岐阜県選出の野田聖子衆議院議員のさらなる飛躍を期待する会に横山全調政連会長と出席。小池都知事や森元総理も来られ、まさに立錫の余地もないといった盛大な会であった。

3日

滝口孝氏黄綬褒章記念祝賀会

名古屋市中で開催された、愛知会の滝口孝先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。滝口先生とは年齢も所属ブロックも同じで、同時期に単位会会長を務めたが、全国で二番目に会員数の多い大規模会のリーダーとして、何事にも前向きに取り組まれていた。多くの会員が出席され盛大な祝賀会であった。末長くお付き合いいただきたい。

4日、5日

第31回近畿ブロック親睦ゴルフ大会

滋賀県で開催された、近畿ブロック親睦ゴルフ大会前夜祭に出席。連合会の取組の現状等を含めて挨拶させていただいた。ゴルフに参加されない方も多く出席され、楽しい前夜祭であった。様々なブロック協議会の行事に出席させていただくが、当番会のご苦勞、大変さをいつも思う。また、ゴルフ大会では、沢滋賀会会長、岸本兵庫会会長とご一緒させていただいた。表彰式では、加藤近畿ブロック協議会長に、現在実施中の業務実態調査の回答率を上げることの必要性、重要性を挨拶の

中でお話いただいた。この回答が義務ではなく自分たちに与えられた権利であることを、今一度、考えて欲しいと思う。

9日

金田勝年法務大臣への表敬訪問

法務省民事局民事第二課に挨拶後、横山全調政連会長始め役員の方々、大臣の地元である秋田政治連盟の佐々木直俊会長も駆けつけていただき、連合会副会長も共に表敬訪問。金田大臣は「公への貢献」という言葉を好んで使うし、そうありたいとお話されたほか、私たちの業務にもつながる大変参考にできる意見をうかがえた。

10日

伊藤美義氏旭日双光章受章を祝う会

山梨会・伊藤美義先生の旭日双光章受章を祝う会に出席。頂いたしおりに「調査士の歌」が印刷され、「調査士の歌」とともに入場された先生の姿に、制度へのお気持ちが溢れており感動。20年を超える役員歴に感謝し、今後ともご指導いただきたい。

13日

第8回正副会長会議

午後からの理事会に向けて内容の整理と確認を行う。

第22回石田真敏政経懇話会

石田真敏衆議院議員政経懇話会に出席。狩猟、農耕、工業、情報社会に続く、新たな経済社会「サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した社会」が始まっているとのこと。土地家屋調査士業務に無関係ではないので、注視と対応が必要であると感じた。

13日、14日

第3回理事会

理事会を招集。平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について、次年度以降の継続を審議するとともに、今年度の重要事業方針の一つである、「調査権限の強化と業務処理環境の改善」に関して方向性を協議した。また、各懸案事項につき丁寧に整理を行った。

14日

ベトナム司法省法整備支援研修に係る訪問対応

ベトナム司法省ディン・チュン・トゥン次官始め9名の研修員の皆さんが、法務省法務総合研究所国際協力部の方々と共に、ベトナム法整備における不動産登記制度の研修に来館された。岡田副会長の進行の下、小野研究所長、山田明弘研究員が不動産表示登記制度を中心に説明する。研究所の山谷理事、藤井理事も同席し、LADMに代表される国際基準に対する研究の必要性を感じた。

盛山法務副大臣、豊田参議院議員と骨太の方針等について懇談

盛山法務副大臣、豊田内閣府大臣政務官と全ての副会長、横山全調政連会長、椎名同幹事長で懇談。お二人には、特に、政府の「骨太の方針2016」策定の際に、登記所備付地図の重要性等にご理解を頂いた。引き続きのご支援、ご指導をお願いした。

15日

民進党臨時大会

土地家屋調査士議員連盟でお世話になっている方々にご挨拶。与野党問わず、更なる制度への理解を得られるよう、全国土地家屋調査士政治連盟と共に努力しなければならない。

仕事は始めるより辞めるときの方が大変だ

神奈川会 中川 裕久

平成13年に神奈川県相模原市で開業してから15年になります。ちなみに、既に退会していますが、私の父も土地家屋調査士で、9年ほど一緒に仕事をしていました。登録してから今日まで、たくさんの人と出会い、多くのことを学びました。その中でも特に印象に残っている方(土地家屋調査士です)に同じ支部の“Sさん”がいます。残念ながら既に他界されていますが、私の業務に対する考え方に大きな影響を与えた方でした。

Sさんは私の亡き祖父と仲がよく、「引退したら隠居所を建てて、中川さん(祖父)と毎日暮を打って過ごすんだ。」とよく言っていたそうです。私の祖父は戦後復員し、南方から引き上げてきた後、相模原に居を構え、自ら食料を作るため市内のあちこちに土地を購入したそうです。その時、測量を通じて親しくなったのかもしれませんが。その後、昭和41年に父が開業してからも、父に仕事が無く暇なときには仕事のお手伝いをさせてもらったりと、父も世話になりました。

Sさんは、私が登録した時には既に退会されていましたが、コピー機を借りに事務所に顔を出しては、現役時代の話をよくしてくれました。高度経済成長期はとても忙しく、「道路の右側の家を端から順番に調査するだろ。突き当りでクルッと向きを変えて、今度は反対側を調査するんだ。午後からは製図だ。午前中に調査した家の図面をダーッと書くんだ。それが毎日だよ。」などという話をよくされていました。そして話の最後は決まって「俺は運が良かった。今の若い人は本当に気の毒だ。」でした。私にとってSさんの自慢話は不思議と不快ではありませんでした。きっと、時代の変化をよく分かっている、私のような若い人のことを本当に心配してくれていたからだと思います。

そんなSさんがよく口にしていたのは、「仕事は始めるより辞めるときの方が大変だ。」でした。Sさんは事務所経営が順調だったにもかかわらず、早々に引退を決断し、補助者に退職金を払い一旦退職してもらったそうです。そして、その後10年掛けて残務整理を行い、退会しました。「仕事がジリ貧になってから辞めたので



は遅いぞ。それじゃあ従業員に退職金も払えねえし、客に迷惑かける。調子がいいときから辞めるときのことを考えておけ。」と私にアドバイスをしてくれました。

土地家屋調査士の仕事は大きな責任が伴います。しかも厄介なことに、問題が発生するのは成果の納品後、5年先、10年先だったりします。私はいつも「10年後に今行っている仕事の責任をとることができるだろうか? 仮に10年後、今作成している成果に問題が発覚したとき、適切に対処できるだろうか?」ということを意識して仕事をしています。人間誰でも年を取り、記憶も薄れ、機器の操作もおぼつかなくなります。10年後に責任をとる自信がなくなったら、潔く引退するつもりです。とはいえ、やはり引退後の生活が保障されなくては辞めるにやめられません。私も遅ればせながら、昨年、国民年金基金に加入しました。これから徐々に口数を増やし、引退後に備えたいと思います。

今回、国民年金基金に加入するにあたり、同じ神奈川会の会員であり、土地家屋調査士の良き先輩でもある本橋代議員に、いろいろと教えてもらいました。詳しくは神奈川会が発行している会報誌「神調報2016 (No.427)」の「土地家屋調査士 国民年金基金のススメ」という特集記事に記載しています。神奈川県土地家屋調査士会のホームページから「広報室」、「会報のご紹介」と進むと読むことができます。興味のある方は是非ご覧ください。特に若い会員の方の将来設計の参考になれば幸いです。



基金にご加入中のみなさまへ



掛金を

お支払いになった方に



控除証明書

10月下旬頃に発送予定

年金を

お受取りになった方に



源泉徴収票

来年**1**月下旬頃に発送予定

お手元に届きましたら
確定申告の時期まで
失くさずに保管してください

* 再発行には再交付申請書の提出が必要となり、
お届けまで2週間ほどかかります



11月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

11月15日までが

ご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル
0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

8月
17日

第1回研究テーマ「諸外国地籍制度」会議・第1回研究テーマ「地籍国際標準化」会議(合同会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度に関する研究」について
- 2 研究テーマ「地籍管理に関する国際標準化についての研究」について

第3回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第12回土地家屋調査士特別研修について
- 2 第13回以降の土地家屋調査士特別研修について

18日、19日

第3回総務部会

<協議事項>

- 1 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成29年追加)」の作成について
- 2 平成28年度における大規模災害対策基金の募金について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 平成29年の定時総会における役員選任に向けた対応について
- 5 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
- 6 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会執務規程(職員)の廃止について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会継続雇用職員就業規則及び日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の新設について
- 9 日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則の新設及び育児休業規則並びに介護休業等に関する規則の廃止について

23日、24日

第3回研修部会

<協議事項>

- 1 専門職能継続学習の運用について
- 2 新人研修の実施・検討について
- 3 eラーニングの拡充・整備と運用について
- 4 研修体系及び研修の充実の検討について
- 5 研修情報の公開の活用・推進について
- 6 研修用教材の運用・更新について
- 7 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進について
- 8 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発について

24日

第1回日調連技術センター会議

<協議事項>

- 1 日調連技術センターの運用について
- 2 土地家屋調査士会と技術センターの連携について
- 3 会員技術向上の検討及び指導について
- 4 ネットワーク型RTK観測法の利用検討について
- 5 国土地理院との打合せ(ネットワーク型RTK観測法の利用検討について)

26日

研究所研究テーマ「土地法制」に係る近畿ブロック協議会との連絡協議会

- 1 「土地法制に関する研究」における近畿ブロック協議会の資料収集及び今後の協力事項について

30日

第7回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成28年度第4回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

30日、31日

第4回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成29年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法改正に関する対応について
- 2 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 平成29年の定時総会における役員選任に向けた対応について
- 5 土地家屋調査士会補助者規則(モデル)の一部改正(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の廃止について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業に関する規則等の新設及び廃止等について
- 8 平成29年度の親睦事業について
- 9 各種委員等の傷害保険について
- 10 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について
- 11 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)の一部改正の検討について
- 12 平成29年度予算(案)の編成について
- 13 第13回土地家屋調査士特別研修の実施方針について
- 14 土地家屋調査士会における研修に関するアンケートについて
- 15 研修ライブラリの改称に係る関係規則等の変更について
- 16 カンボジア司法省の視察見学について

第4回常任理事会業務監査

9月

1日、2日

第2回研究所会議

<協議事項>

- 1 平成28年度の研究所事業及び研究方針について
- 2 平成28年度研究所事業における懸案事項について

9日

第3回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介について
- 2 会報の編集状況について

13日

第8回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成28年度第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

13日、14日

第3回理事会

<審議事項>

- 1 平成29年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について

- 3 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法の改正に関する対応について
- 2 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
- 3 平成29年の定時総会における役員選任に向けた対応について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則の新設及び日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の廃止について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会職員等の就業に関する規則等の新設及び廃止等について
- 6 第13回土地家屋調査士特別研修の実施方針について
- 7 研修ライブラリの改称に係る規則等の変更について
- 8 土地家屋調査士会における研修に関するアンケートについて
- 9 カンボジア司法省の視察見学について

第3回理事会業務監査

15日

第2回研究テーマ「空家等対策」会議

<協議事項>

- 1 研究テーマ「空家対策法に対する問題点に関する研究」について

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成28年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

| | | |
|-------|--|----|
| 開催日時 | 平成29年1月21日(土)午前10時 | 開始 |
| | 平成29年1月22日(日)午後5時 | 終了 |
| 開催場所 | 大阪市住之江区南港北1-7-50 「ホテルコスモスクエア国際交流センター」 電話 06-6614-8711 | |
| 申込先 | 所属する土地家屋調査士会事務局 | |
| 受講対象者 | 開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。 | |

GPS 測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

保険期間：平成 28 年 10 月 1 日午後 4 時から 1 年間

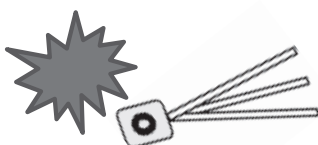
(中途加入可能です。毎月 20 日締切の翌月 1 日開始となります。)

新制度スタート
この機会に是非ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



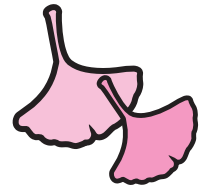
※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

B16-100752 使用期限:2017 年 10 月 1 日



色変へぬ松

深谷健吾

色変へぬ松の松島巡りかな
鈴生りの小粒は摘まれ青みかん
大海を終の棲家と下り鮎
親方を見様見真似の松手入
冷まじや回覧板にまた討報

当季雑詠

深谷健吾選

愛知 清水正明

安曇野の夜を広げる青蛙
星飛ぶや甲斐の山々動きけり
ひぐらしや壬生の屯所は暮れ泥む
涼しさや如庵の壁の伊勢曆
存へて戸籍の失せし敗戦忌

茨城 島田 操

廃校の名残の花壇秋桜
軍歴の人また逝きぬ終戦日
秋の蟬明日の命を惜しむかに
秋めきて黄金色ます柵田かな
孫と子に随つてゐる生身魂

岐阜 堀越貞有

豪農の四方に広がる青田かな
高原の草食み牧の馬肥ゆる
ちちる鳴く離れの仕舞風呂に入る
黙禱ではじまる夏の同窓会
祖母の手を引いて坂ゆく墓参り

茨城 中原ひそむ

病む妻の寢息不規則夜の秋
点滴で繋ぐ命や夜の秋
すぐ咽ぶ妻の食事や夜の秋
濯ぎ干す妻の衣類や夜の秋
病棟のひそと更けゆく夜の秋

愛知 鍋田建治

爽涼やジャズの流るる徳川園
説明の手順どおりに松手入
仁王門をぬけ拝殿へ黒揚羽

今月の作品から

深谷健吾

清水正明

涼しさや如庵の壁の伊勢曆

「如庵」とは、信長の実弟織田有楽斎が建てた国宝茶室のこと。昭和四十七年に犬山城の東にある庭園・有楽苑に移築された遺構で常時内覧可の「国宝三名席」の一つである。茶室の壁の伊勢曆を見ての吟行の一句か。尚、季語「涼し」とは、夏の暑さの中で、感じる涼しさのこと。即ち、国宝茶室の伊勢曆見て涼しさを詠み取ったところの着眼点がお見事。趣のある秀句である。

島田 操

廃校の名残の花壇秋桜

「秋桜」とは、季語「コスモス」の傍題。ギリシャ語「コスモス」は、調和・善行・裝飾・名誉・宇宙などの意があるという。その意味は知らずとも秋を咲き盛るキク科の一年草コスモスは美麗という他はない。秋咲く美しい花桜という意味から秋桜という和名を有する。過疎化少子化は今の世の流れか。その昔、校舎に花壇はつきもの。廃校の名残の花壇には、日本の秋を代表する秋桜の花が。何という、ノスタル

ジツクな光景を見事に活写した敬服の佳句である。

堀越貞有

黙禱ではじまる夏の同窓会

俳句では、夏は五月・六月・七月をいい、秋は八月・九月・十月をいう。季語の「盂蘭盆」は、一般に旧暦の七月十三日から十五日まで行う仏事で、祖先の魂祭。今では一ヶ月遅れが一般的である。

「盆休み」・「終戦日」は秋の季語。「夏休み」・「帰省休暇」は、夏の季語。俳句の同窓会は「黙禱ではじまるのフリーズ」により終戦日も連想される盆休みか。

後期高齢者の方の同級会か。俳句の普遍性からいえば秋の句であるが、新暦による「夏の同窓会」の方が現実的であり、インパクトがある佳句に。一年でも長く同窓会の続けられることを祈念します。

中原ひそむ

病棟のひそと更けゆく夜の秋

「夜の秋」とは、夜だけに秋めいた感じのすること。昼間はまだまだたく夏の盛りの夜にふと混じる秋を感じる。晩夏の季語。「秋の夜」は秋の季語。今月の五句すべてを「秋の夜」の季語を使い作句された。作者は本人の心情を晩夏の「秋の夜」の季語に託する思いを痛切に感ずる。心情は、酷暑の夏を乗り越え、秋を待つ思いか。「ひそと」の措辞により、作者の置かれている境遇を痛感。作句することによって少しでも心が癒されれば幸いです。俳句を心友としてお互いに頑張りましょう。

鍋田建治

爽涼やジャズの流るる徳川園

「爽涼」とは、気候がさわやかで涼しいこと。「爽やか」の傍題。「徳川園」とは、十九代当主徳川義親から邸宅と庭園を名古屋市中へ寄附され、その後整備改修されて、「徳川園」として公開。池泉回遊式の日本庭園である。俳句は「ジャズ」と「徳川園」との句材の取り合わせがお見事。即ち、和と洋・静と動との対比の妙に敬服。何と風流な演奏会か。爽快なひと時を詠んだ佳句である。

土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「ちしき地識くん」

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を11回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

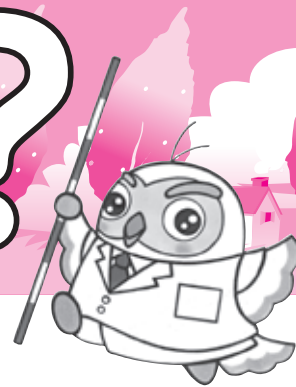
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、65年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第12回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

| | | | |
|-------|---------------------|-------------|-------------------|
| 憲法 | ：毛利透講師／京都大学大学院教授 | ADR代理と専門家責任 | ：馬橋隆紀講師／弁護士 |
| 民法 | ：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授 | 所有権紛争と民事訴訟 | ：鈴木秀彦講師／弁護士 |
| 民事訴訟法 | ：山本和彦講師／一橋大学大学院教授 | 筆界確定訴訟の実務 | ：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事 |

2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第12回特別研修の日程

- 1 基礎研修：平成29年2月3日（金）から5日（日）
- 2 グループ研修：平成29年2月6日（月）から3月9日（木）
- 3 集合研修：平成29年3月10日（金）、11日（土）
- 4 総合講義：平成29年3月12日（日）
- 5 考査：平成29年3月25日（土）



特別研修の受講体験者の声



香川会 高尾司会員（第11回特別研修受講・平成27年度）

私は当初、ADR認定土地家屋調査士にはあまり興味がありませんでした。受講のきっかけは「今回の特別研修が香川会で行われるから受けてみないか。」との連絡を受け、他会で受けるより旅費が浮くなら、ほとんどの人は落ちないような研修なら勉強に時間も取られないだろうという単純かつ楽観的なものでした。

しかし、いざ基礎研修が始まってみると、憲法、民事訴訟法と普段あまり馴染みのない分野、聞きなれない語句に四苦八苦。これは真剣に受けねばまずいと思い始めました。

グループ研修の課題も非常に考えさせられる問題でした。グループメンバーと討論しながらなんとか課題を作成。各メンバーの考え方、解釈の仕方の違いから、多様な意見が飛び交い、私が想像していた以上に有意義な討論でした。集合研修は、講師である弁護士の先生の解説を交えた、グループ研修の課題について各グループの意見の発表の場でした。これも私の予想に反し、グループによって結論が異なり、いろいろな考え方を聞いたのは非常に面白くもあり、勉強になりました。その後なんとか審査も乗り切り、無事研修を終えることができました。

ADR認定土地家屋調査士となることが仕事に直結するかと聞かれると、今すぐには業務拡大というわけにはいかないのではないかと思います。しかし、特別研修を受講してよかったかと聞かれれば、間違いなく受講してよかったと思います。研修を通じて他の土地家屋調査士の方々の意見や弁護士の立場としての考え方、倫理的観点からの考察など一つの問題を多面的に考えることで、普段の日常業務において凝固まった考え方が多少ほぐれ、少しは柔軟な考え方ができるようになったと感じています。今興味の無い方も是非受講してみたいはいかがでしょうか。

新潟会 池田航会員（第11回特別研修受講・平成27年度）

私が特別研修を受講した理由は、所属会の役員の方に勧められたことと、まだ登録したばかりだったので、土地家屋調査士としてスキルアップをしたいという思いから受講を決意しました。

基礎研修では憲法、民法、民事訴訟法などの講義を通して、必要な知識・考え方を学びました。

グループ研修は基礎研修の知識・考え方を基にして申立書、答弁書の作成をするものでした。事実関係や双方の主張を時系列でしっかり整理しながら、争点となっていることを浮き彫りにしていく方法は、日常の業務にも役立つのではないかと感じました。

集合研修では各県のグループが作成した申立書、答弁書を基に弁護士の先生から講評をしていただきました。他県のグループ、弁護士の先生からの講評を聞くことによって、自分たちとの考え方の違いを認識することができました。また、時効取得については法律の条文そのままではなく、事例に基づいて、より実践的に丁寧な解説をしていただき、とても勉強になりました。

特別研修はADR認定土地家屋調査士となるための基礎的な知識の習得や考え方を学び、自分自身のスキルアップを目的としているのは当然のことながら、研修を通して同じグループの仲間と課題について討論し、合間には普段の業務で悩んでいることや分からないことをグループのみんなと情報交換をし、終わったらおいしいお酒を飲むことで新たな仲間ができることも一つの魅力ではないかと思います。

最後に、研修に費やす時間は長く、受講料も決して安いものではありませんが、研修を通して新入会員の方でもベテランの方でも得られるものは多いと思います。受講を悩まれている方は是非受講してみてください。

見えないモノが見えてくる？ 面白すぎる境界線の世界！

1. はじめに

私、連合会広報部部长ではありますが、私の地元静岡で開催されたシンポジウム、これを広報部としての取材というよりも、静岡会会員また会の役員としての視線から報告をさせていただきます。

シンポジウムには、研究発表会あるいは討論会の定義があります。我々の業務内容において広く公開する事物は必然的に「境界」にはなりますが誰が対象なのか、これにより企画は全く別のものになります。静岡会において過去開催したシンポジウムは下表の

とおり、そのほとんどが官庁を主な対象としていました。官庁へは筆界理論とともに我々が境界よりも筆界を業務対象としていることを訴え、やっとその認識が出てきたばかりでなく、かなりの高水準での筆界への理解が認識された感があります。反面、一般県市民の参加は多くありません。今回、シンポジウムの対象を一般県市民とし、土地家屋調査士業務への理解、土地家屋調査士の姿をアピールしたい、との考えから集客率の低迷を恐れず計画してみました。

| | 年月日 | 内容 | 出席者(名) | | |
|-----|-------------|---|------------|-------------|----------|
| 第1回 | 平成14年2月25日 | 『地域の発展について』 『大きく変わる県政』 『分筆登記時の境界標の重要性について』 『都市計画と狭隘道路について』 | 会員等 328 | 官公庁 251 | 一般 30 |
| 第2回 | 平成14年11月20日 | 『GISと地理情報』 『地図混乱地域対策』 | 会員等 382 | 官公庁 163 | 一般 18 |
| 第3回 | 平成16年6月30日 | 『e-Japan構想の基盤であるGISにおける土地家屋調査士への期待』 『地図づくりは筆界から』 | 会員等 383 | 官公庁 86 | 一般 2 |
| 第4回 | 平成18年9月27日 | 『阪神・淡路大震災から学んだ地図と境界の重要性』 『筆界特定制度について』 | 会員等 378 | 官公庁 140 | 一般 4 |
| 第5回 | 平成20年10月1日 | 『震災時、調査士にできること』 『都市部における地籍調査について』 | 会員等 366 | 官公庁 55 | 一般 23 |
| 第6回 | 平成24年10月15日 | 『減災社会を築く』 『静岡市の防災体制と我が家の地震対策』 『東日本大震災～被災地からの報告～』 | 会員 228 | 官公庁等 58 | 一般 37 |
| 第7回 | 平成26年7月31日 | 『地籍整備推進制度の説明』 『筆界特定の手法について』 『境界確定に至る方法とは』 | 会員 257 | 官公庁等 132 | |

第8回 しずおか境界シンポジウム

平成28年7月22日

「見えないモノが見えてくる？」

面白すぎる境界線の世界！」

講師紹介

落語家 三遊亭鳳楽氏

1979年名人円生が認めた最後の真打ちとして初代鳳楽を名乗る。

1977年第6回NHK新人落語コンクール最優秀賞

1978年日刊飛切落語会若手落語家奨励賞受賞

1993年文化庁芸術祭賞受賞

パーソナルスタイリスト創始者 政近準子氏

ファッションレスキュー代表取締役

1965年、広島県生まれ。大手アパレル企業でデザイナーとして勤務した後、25歳でイタリアへ移住。帰国後、2001年に日本で初めて個人向けスタイリングサービスを提供する「ファッションレスキュー」を創業。タレント、政治家、経営者、ビジネスパーソンなど幅広い層のスタイリングを手掛け、顧客は1万人以上。NHK「あさイチ」「東京カワイイ★TV」、日本テレビ「スッキリ!!」、テレビ東京「ワールドビジネスサテライト」に出演するなど、各種メディアでも活躍中。

國吉正和氏(東京会)

1954(昭和29)年東京都生まれ。1977(昭和52)年早稲田大学理工学部土木工学科卒業。1981(昭和56)年土地家屋調査士登録。

以後、東京土地家屋調査士会において、研修委員、法令研究委員、理事研修部長、副会長、会長等を歴任。

日本土地家屋調査士会連合会において、研究室研究員、調査・測量実施要領改訂委員、

オンライン登記推進室長、常任理事(業務部長)、常任理事(総務部長)等を歴任。

法務省において土地家屋調査士試験委員、総務省において電子政府推進員を歴任

僧侶 教覚寺(浄土真宗)静岡市葵区常磐町 南莊 宏氏

しずおか賛歌「富士よ夢よ友よ」の作曲者。静岡混

成合唱団TERRAの創設者であり常任指揮者を務めている。また静岡市合唱連盟副理事長でもある。

2. 基調講演

我々土地家屋調査士の業務の主軸である「境界」の定義付けは、分野が違えば意味合いも違ってきます。基調講演では、まず三遊亭鳳楽氏による古典落語の演目「天災」が披露され、心の境界線を楽しく説いていただき、「何が始まるのだろう」の緊張感は一変してリラックスしたムードになりました。

そこへ、政近準子氏のファッションによる「装力」の必要性、特に土地家屋調査士の職業イメージの適切な進化には、この「装力」が不可欠であることを視覚を通して説いていただきました。モデルとして安倍晋三内閣総理大臣から始まり会の役員にまで具体的にマナー・服装の境界線を解説された上で、土地家屋調査士は既に国家資格としての技能はあるものの、その低い知名度からの脱却には見た目のアピール・心意気が必要である、とされ最後に『パフォーマンスを最大にすれば可能性が広がる。』『装力と境界線を身につければ社会に影響力と夢を与えられる。』『そうして人生を豊かに制す。』と締めていただきました。

続いて、國吉正和氏による土地家屋調査士職能の紹介をいただき、土地の境界線・登記とはそもそも何なのか、土地の境界線の成り立ちから現在における土地の境界線の重要性や管理手法、地籍調査、筆界特定、ADRなどを語っていただき、具体的な事例として農地からの地目変更、相続に絡む分筆、親の建物への子供による増築、東京スカイツリーの登記、と身近な事柄を紹介していただきました。

3. パネルディスカッション

基調講演の司会進行に引き続き、SBS静岡放送のパーソナリティ長谷川玲子氏をコーディネイターに迎え、基調講演をいただいた三遊亭鳳楽氏には落語の世界における師弟関係の境界線を、同じく政近準子氏には装いで決まる信頼されるかどうかの境界線を、南莊宏氏には、生死の境界線についてを、國吉正和氏には、土地の境界線とこれに関わる土地家屋調査士の寄り添い合いを、と、土地に限らない「境界線」をキーワードとした色々な話の展開となりま



した。中でも、南莊宏氏の噺家はだしの洒落を交えた法話、基調講演では噺家らしい着物姿から打って変わった三遊亭鳳楽氏のパネルディスカッションでの夏らしい水色のジャケット姿、政近準子氏の人の気持ちをグッと掴む鋭い的確な指摘、ここには境界線はありませんでした。本日のシンポジウムをまとめあげると、國吉正和氏のヒントを引用し次のように言えそうです。『色々な境界線は重要かも知れないが、もっと重要なことは、ここには必ず人と人とのふれあい、寄り添い合いがあること』

4. 最後に

冒頭では、初めての一般県市民を対象としたシンポジウム、集客率に戦々恐々としていましたが、SBS 静岡放送様の協力を得て、第8回静岡会境界シンポジウムは一般県市民196名、土地家屋調査士等180名という盛況の中で終了いたしました。早速、一般県市民のアンケートを集計いたしました。面白い意見が出ていましたので抜粋報告いたします。ここにも土地家屋調査士と県市民の意識の「境界線」があることが確認できますので、より「寄り添い」を実践しなければいけない、と願い発信するものです。

■土地家屋調査士という職業についてどのような感想を持ちましたか

- ・ 国家資格であることを初めて知り、驚きました
- ・ 改めて勉強になった
- ・ 友人に土地家屋調査士がいて、小屋の登記を頼んだことがある。土地家屋調査士会のつきあいが大変と聞いている

- ・ 土地家屋の境界線のプロフェッショナル
- ・ 40代のころ、関連する仕事に従事していたころの事を思い出した。宅建までは取得できたが、その上取得できなかったことが今になって残念だったかな(70 歳代男性)司法書士より頑張っている
- ・ 司法書士の補助的仕事の印象であったが、今日のシンポジウムで見方が変わりました。
- ・ 知りませんでした
- ・ 社会に役立つ立派な職業
- ・ 国家公務員であること。とても重要な仕事。もっと宣伝をしても良いのでは
- ・ 静岡県に600人もいることに驚いた
- ・ 今まで名前は聞いていましたが、具体的な事は初めて知りました
- ・ 興味を持てた
- ・ 私もなりたい！(60 歳代男性)
- ・ 測量士との違いが分かった
- ・ 地味な仕事ですが、とても重要な仕事だと思います
- ・ とても重要な、しかし縁の下の力持ち的な地味な存在。これから是非知名度を上げるような工夫なさってください
- ・ 建築士をしておりますので、凡そ理解しているつもりでしたが、今回頭の中が整理できたようです
- ・ 弁護士と司法書士と同類(理系)
- ・ あまり知らない職種だったので、聞けておもしろかった
- ・ 孫もなったら良いと思いました。でも変化がない職業ですね。頑張ってください。
- ・ たぶん大変お世話になっていたと思いますが不動産屋さんまかせで…。
- ・ もっと表面に出られても良いのではと思いました。
- ・ 地味な仕事ですが、重要な仕事の一つであることを再認識した
- ・ 立会など難しい手続きを経て登記されている重要な職業だと思います。
- ・ スライド上では大変だなと思ったが、もっと前に出てPRした方がもっと見た目が変わる
- ・ 身近なところで身近な仕事だと感じた
- ・ 固いイメージ
- ・ どんなお仕事をしているのか知ることができました
- ・ 知名度が低いんですね

- ・土地家屋調査士の職業のことについてわかった。プロ意識が高い
- ・今まで知らなかった
- ・大変な仕事だということ、国家資格と知りました
- ・大切な仕事だと思う
- ・役所の人の一部と思っていた
- ・地味だけれど必要な仕事なので、知る人ぞ知るではなく、一般の人でも誰でもわかる知名度が欲しい
- ・確かに一言で言えば“鈍重”か。政近氏の講話を待つまでもなく、他の自由業とはかけ離れているのではないか
- ・言われたとおり、市役所の方だと思いました。これからは敬意を持ってお会いします。
- ・肉体労働者と頭脳労働者と兼ねた人々
- ・難しいお仕事ようですが、今日のお話を聞き

身近に感じられました、ありがとう。

- ・仕事内容をもっと認知されるべき(必要性和ファッションでも)この職業を目指す人が増えて欲しい
- ・法務大臣管轄の資格であるとのこと、初耳でした。一生のうちあまりお世話になる事もなく知名度は今一ですね
- ・自宅敷地の表示登記の際にお世話になりました
- ・確かに地味だ→反射テープつきのデザインかっこいいベストを制服にしたなら?かっこよくない制服だったらよけいにダサイかも
- ・おもしろそうな職業だと思いました
- ・建物を建てたときにお世話になり、少しは解ったつもりです。(土地購入時)不動産屋さんにお世話になりました

広報部長 古橋敏彦(静岡会)

編集後記

月白風清(つきしろくかぜきよし)

全国一斉不動産表示登記無料相談会が、昨年同様7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心とした日程で47土地家屋調査士会において開催されました(3会においては9月以降に開催)。広報部では全ブロック協議会から1会ずつ取材し、本号にて紹介。全国の土地家屋調査士会におかれましては、お忙しい中、鋭意ご対応いただきましたこと、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。なお、開催結果は、連合会ホームページ-会員の広場-広報部のページにて、過去の結果とともにご覧いただけます。

連合会では、無料相談会が、【同時期に】【全国一斉に】開催されることに意義があると考えております。諸事情異にする全国50の土地家屋調査士会にご協力いただくに当たっては、どのような支援ができるのかということとは重要な思案どころ。今後、全国一斉無料相談会を7月31日「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動の一環として、市民に対する社会貢献はもとより、不動産登記制度の有用性について

広く周知を図れる事業として継続していけるよう、開催結果回報書のご意見ご提案始め、皆様から更なる声を頂戴し、参考とさせていただきますたく存じます。

さて、秋の気配が少しずつ深まっていくこの頃は、目にする全ての光景が美しくしっとりとしていて、成熟した香りがあるようにも感じられます。野辺には千草八千草が咲き乱れ、山々は紅に染まってゆく。お月見は中国から伝わった十五夜が有名ですが、中秋9月は秋雨前線や台風の時期とも重なり、今年も「無月」の地域が多くありました。晩秋の月を愛でる十三夜は日本独特の風習で収穫祭の一つといわれ、十三夜もまた美しい月であると重んじられてきました。現代は乗り物での移動が多く、街も明るく、月の明るさは気づきにくくなり、夜空を見上げることは少ないかもしれません。10月の澄んだ空気の中、月を見に散歩したり、旬の栗、豆など用意し少しお供えして感謝していただいたり、『忙中閑あり』伝統文化に触れるのも素敵です。さてさて今宵の天空のご機嫌は…。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社